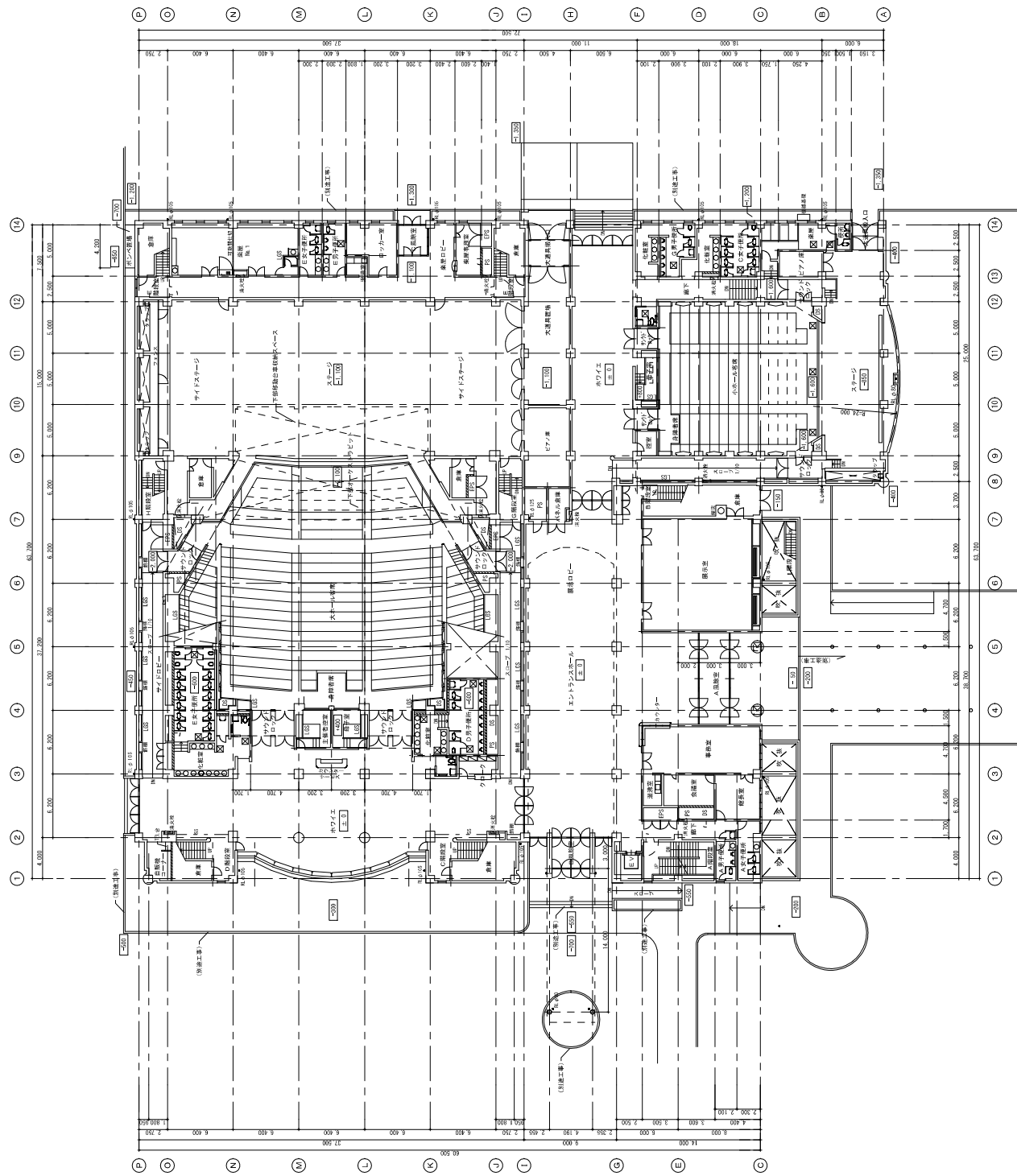
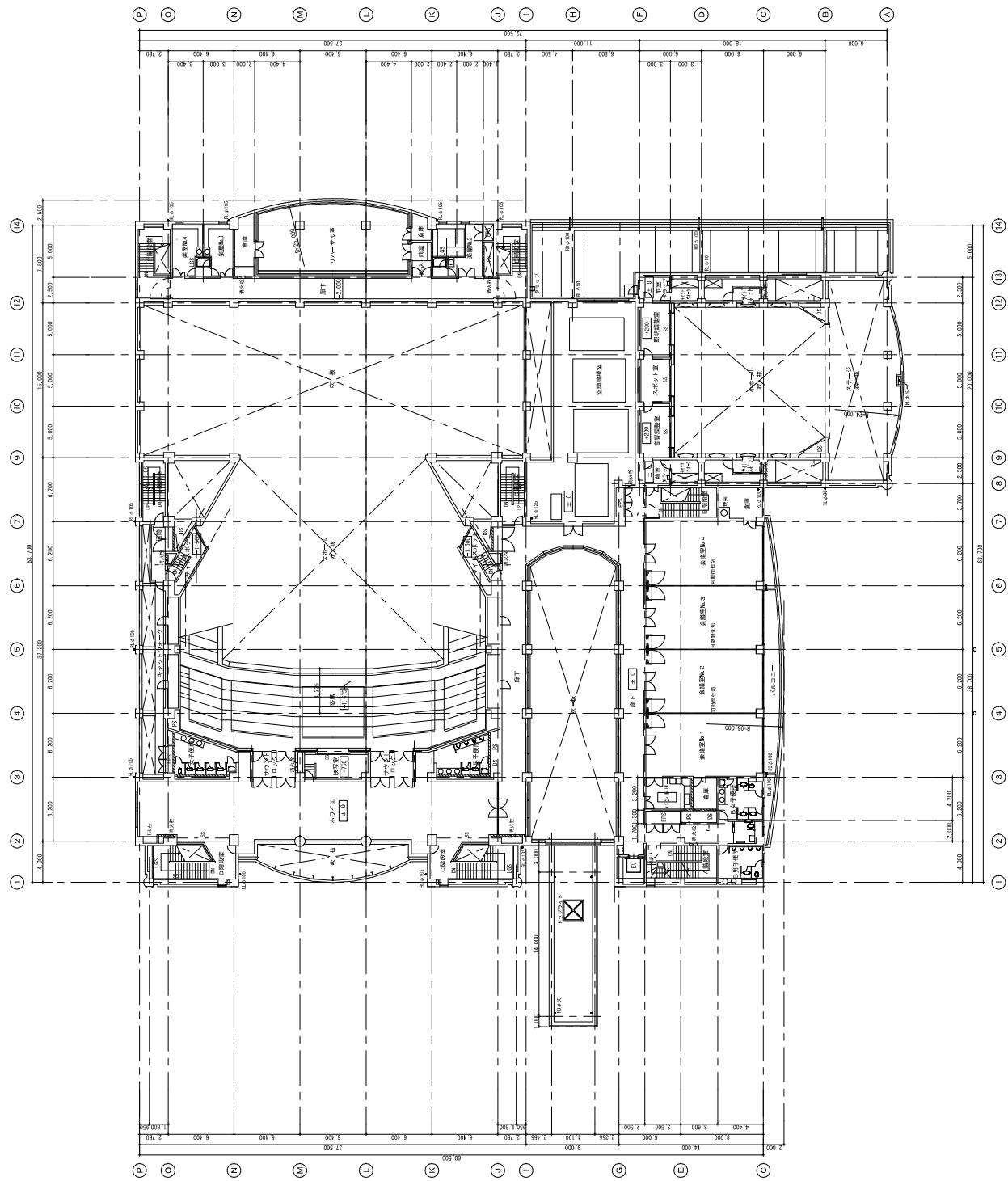
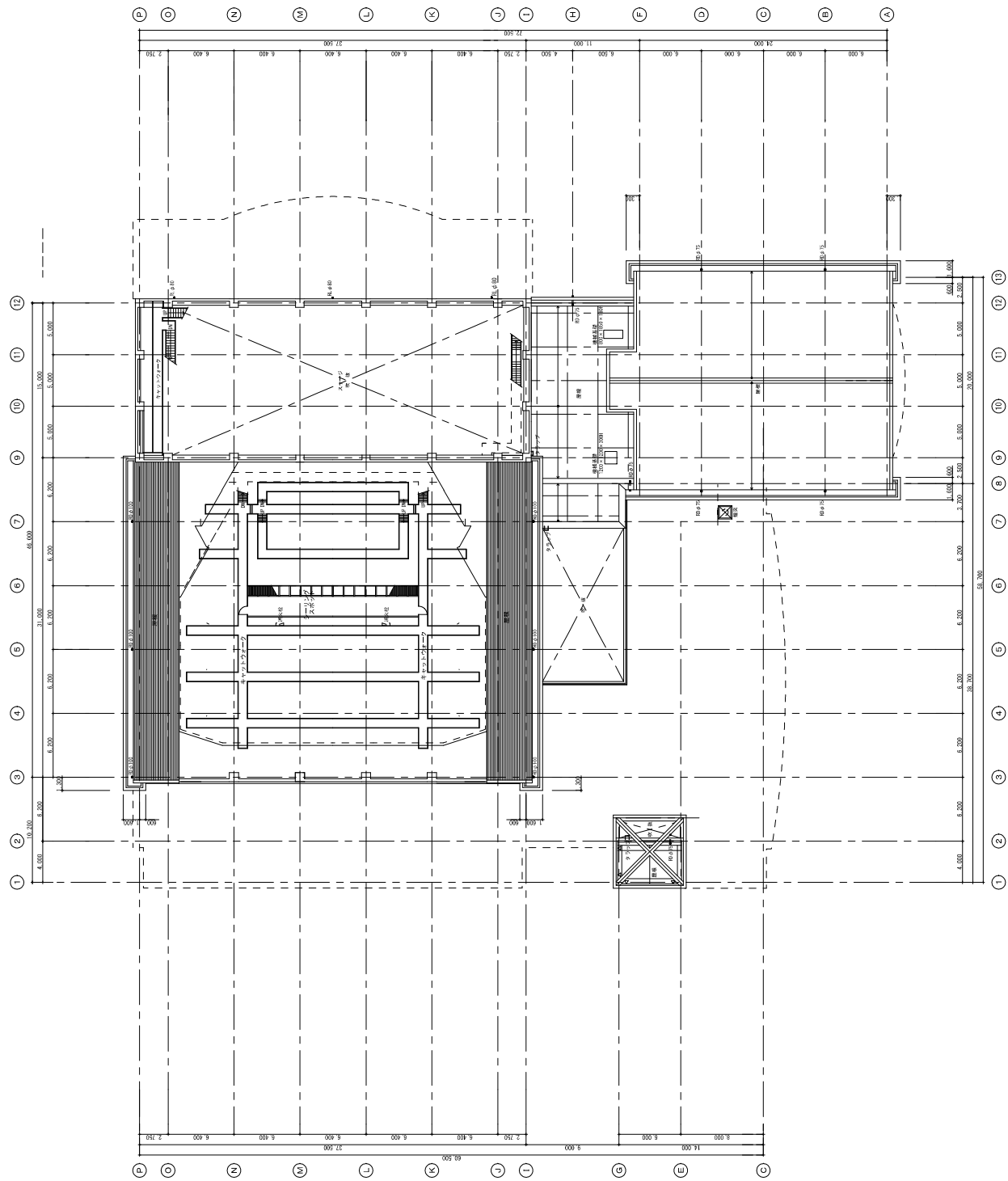
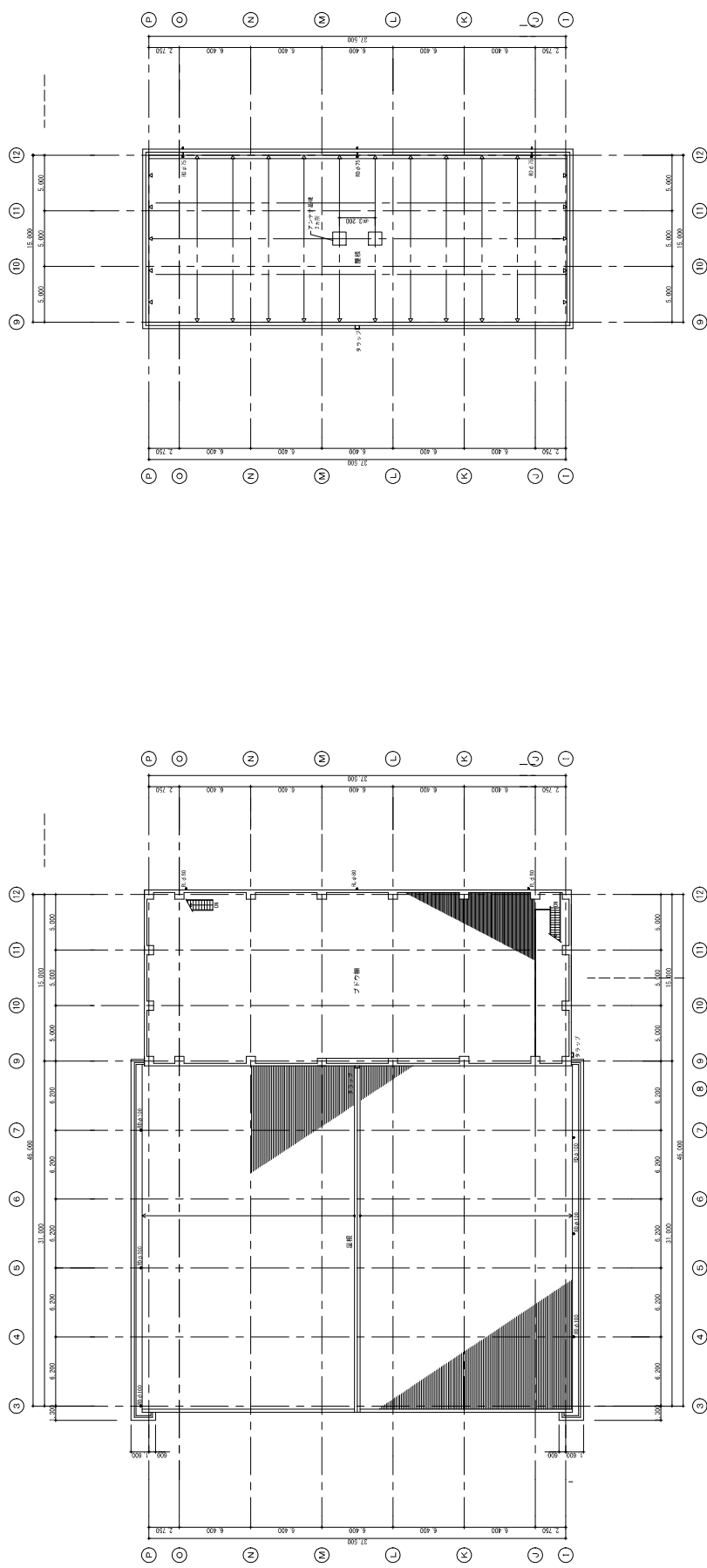










フライタワー平面図 S=1:200

フライタワー断面図 S=1:200

○ 施設管理業務一覧

(韮崎市文化ホール)

1. 施設保守管理

業務名	要求概要	仕様		留意事項
		作業内容	実施頻度	
エレベーター保守点検	エレベーターを正常かつ良好な運転状態に保つよう点検・調整を行う。	1年間24時間監視機能付リモート点検	24時間対応	乗用1台
		定期点検（部品取替・修繕を含む）	年4回	
空気調和設備・環境衛生設備保守管理	施設設備の適正な機能を維持し、安全と快適な環境を確保するため、点検、調整、及び監視を行う。	自動制御装置点検保守	年2回	
		遠隔監視業務	24時間対応	
		冷温水発生器切替え	年2回	
		冷温水発生器中間保守点検	年2回	
		吸収式溶解分析	年1回	
		吸収式冷温水発生機導管洗浄	年1回	
		冷却塔薬品管理	年4回	
		オイルタンク保守	年1回	
		空調機中性能フィルター保守	年1回	
		給水加圧ユニット点検	年2回	
		地下タンク点検	年1回	
		空気環境測定	年6回	
		害虫駆除	年2回	
		煤煙測定	年2回	
電話交換設備保守点検	電話設備を正常かつ良好な状態に保つよう点検・調整を行う。	回線動作試験、発着信トランク機能試験等	年2回	
非常用発電設備保守点検	非常用発電設備を正常かつ良好な状態に保つよう点検・調整を行う。	外観・機能点検	年1回	
		総合点検	年1回	
直流電源装置保守管理	直流電源装置を正常かつ良好な状態に保つよう点検・調整を行う。	外観・機能点検（蓄電池・整流器点検）	年1回	
		総合点検（蓄電池・整流器・配線点検）	年1回	
受電設備清掃業務	受電設備を正常かつ良好な状態に保つよう清掃を行う。	高低圧機器・高圧母線等清掃	年1回	
自家用電気工作物保守管理	自家用電気工作物を正常かつ良好な状態に保つよう点検・調整を行う。	設備容量 2025KVA	月1回	
		予備発電装置 500KVA	月1回	
自動ドア設備保守点検	自動ドア設備の機能を正確に保つため、定期的に点検・調整を行う。	制御・作動・油圧エアー・検出装置等点検	年2回	
庭園管理業務	庭園美化のため樹木の剪定等を行い緑化状態を保つ。	消毒工（高木） 20本	年1回	
		消毒工（中木） 14本	年1回	
		剪定工（高木・夏季） 16本	年1回	
		剪定工（植込み・春季） 1,147㎡	年1回	
		芝刈工 1,842㎡	年3回	
		施肥工（植込） 1,147㎡	年1回	
		施肥工（芝生） 614㎡	年1回	
		芝エッジング作業 280㎡	年1回	
受水槽保守点検	入水槽の環境を清潔で安全な状態を保つため、清掃・消毒・水質検査を適切に行う。	清掃・消毒（60㎡）・水質検査・簡易水道施設点検	年1回	
		採水	年2回	
衛生備品管理	玄関マット・トイレ用マット等をリースし清潔に保つ。トイレ芳香剤・液体石鹸を交換し常に清潔に保つ。怪我等に備えて常備薬の用意。	玄関マット・トイレ用マット交換	月1回	
		フロアーモップ交換	月2回	
		トイレ芳香剤・液体石鹸交換	必要に応じて	
		常備薬の用意	必要に応じて	

2. 施設管理運営

業務名	要求概要	仕様		留意事項
		作業内容	実施頻度	
空調設備等運行管理	安全と快適な環境を確保するため、空調設備・電気設備・給排水衛生設備等を運転・操作・点検・整備及び監視を行う。	冷却塔保守（冷房IN・OFF点検 清掃・水張含む）・オイルタンク保守・ポンプ点検（給水・水中7台）・給排気ファン点検（シロッコファン13台）・空調機点検保守（5台・フィルター清掃）・空冷マルチエアコン点検保守（屋外機5台・屋内機11台・マルチ3台・フィルター清掃）・全熱交換器保守（10台・フィルター清掃）・ファンコイル保守（30台・フィルター清掃）・除湿機保守（2台・フィルター清掃）フィルターユニット清掃（7枚）・送風機保守点検（23台）・排煙機保守点検（6台）・電球交換	毎日（休館日を除く）	危険物取扱責任者（乙種4類） 常駐1名
舞台設備等操作	舞台設備・会議設備・展示設備等を良好かつ安全な状態で使用できるよう保守・点検・整備及び清掃等を行う。	舞台設備・会議設備・展示設備等を良好かつ安全な状態で使用できるよう保守・点検・整備及び清掃等。舞台設備等の操作・指導・助言・監督。舞台設備等の仕込み・指導・助言・監督。外部からの機材・展示品等の搬入・搬出の立会い及び協力。舞台設備等の撤去・復元。会議設備・展示設備・備え付けの設備の復元。利用者との打ち合わせ・操作計画書の作成・適切な助言。	毎日（休館日を除く）	常駐2名 ほか派遣技術員1名
舞台吊物機構保守点検	大・小ホールの各昇降装置及び開閉装置等舞台機構を良好かつ安全な状態に保つため、定期的に点検及び調整を行う。	電動機・減速機・電磁ブレーキ・滑車類等調整・点検（オーケストラピットを含む。）	年4回	
舞台照明保守点検	大・小ホールの舞台照明設備をを良好かつ安全な状態に保つため、定期的に点検及び調整を行う。	調光装置・照明器具保守点検	年2回	
音響設備保守点検	大・小ホールの音響設備を良好かつ安全な状態に保つため、定期的に点検及び調整を行う。	音響調整卓・入力パッチ盤架等音響設備機器保守点検	年2回	

3. 消防設備保守管理

業務名	要求概要	仕様		留意事項
		作業内容	実施頻度	
防災設備保守管理	行政指導における点検基準・点検要領に従い、消防設備が最良の状態に維持されているか点検、報告、修繕等を行う。また、消防設備が作動した場合は、速やかに現場確認し、原因追及並びにしかるべき処置を講じる。	誘導灯（140台）・ガス漏れ感知機（7個）・防排煙設備（自動起動装置 煙感知機23個・自動開閉装置 排煙口20個・自動開閉装置 非常扉8個・自動開閉装置 シャッター14個・自動開閉装置 ダンパー26個）・自動火災報知設備（受信機R型255アドレス1台・差動式スポット型感知器21個・定温式スポット型感知器31個・光電式煙感知器251個・発信機R型1級34個・表示灯34個・電鈴37個・消火栓起動連動装置1式・常用電源1式・予備電源1式）・消火器（粉末消火器66本）外観機能点検及び総合点検	年2回	
非常放送設備保守管理	非常放送設備を正常かつ良好な状態に保つよう点検・調整を行う。	防災アンプ機器架・スピーカー 外観・機能点検	年1回	
		上記の総合点検	年1回	
スプリンクラー保守点検	スプリンクラーを正常かつ良好な状態に保つよう点検・調整を行う。	加圧送水装置3台・ポンプ操作盤3面・スプリンクラーヘッド765個・補助散水栓29台・流水感知器5台・一斉開放弁5台・圧力スイッチ12台・表示灯29個・連結送水口5台・呼水装置一式・補助高架水槽1台・常用電源一式・手動起動スイッチ10個外観・機能点検	年1回	
		上記の総合点検	年1回	

4. 建築基準法第12条に基づく特殊建築物の定期調査

業務名	要求概要	仕様		留意事項
		作業内容	実施頻度	
建築基準法第12条に基づく特殊建築物の定期調査	建築基準法第12条に基づく特殊建築物の定期調査を行い、県へ報告を行う。	特殊建築物 建築設備、防火設備	2年に1回 年1回	

5. 清掃業務

業務名	要求概要	仕様		留意事項
		作業内容	実施頻度	
日常清掃業務	施設の環境を清潔で快適に維持し、利用者及び来館者が気持ちよく施設を利用できるよう、館内外の清掃業務（草木の伐採及び除草を含む。）を適切に行う。	玄関ホール（120.9㎡）、エントランスホール・喫茶コーナー（282.86㎡）、ホワイエ（889.25㎡）、風除室（40.17㎡）、廊下（371.91㎡）、トイレ・化粧室（334.71㎡）、エレベーター（1.89㎡）、階段（130.72㎡）、湯沸室・事務室・館長室（96.80㎡）、会議室・パントリー（303.66㎡）、展示室（128.27㎡）、楽屋（168.31㎡）楽屋ロビー（88.61㎡）、リハーサル室（115.29㎡）、楽屋事務室（13.85㎡）、大ホール（810.33㎡）、小ホール（232.70㎡）、ステージ（819.86㎡）、サウンドロック（85.56㎡）、母子室・主催者控室（40.41㎡）、第1、2駐車場・池・前庭（外周道路歩道含13,200.00㎡） 合計18,276.06㎡	毎日（休館日を除く）	常駐1名以上
定期清掃業務	施設の環境を清潔で快適に維持し、利用者及び来館者が気持ちよく施設を利用できるよう、館内の清掃業務を定期的に行う。	長尺シート清掃（1,652.00㎡）	年3回	
		磁器タイル清掃（470.60㎡）	年2回	
		ゴムタイル清掃（229.70㎡）	年3回	
		カーペット清掃（1,283.40㎡）	年3回	
		窓ガラス清掃（354.00㎡）	年3回	
		窓・天井・建具スス取り清掃	年2回	
		ドライエリア（140.00㎡）	年1回	
ごみ収集運搬業務		2階バルコニー（77.00㎡）	年2回	
		エントランス窓ガラス清掃（155.00㎡）	年2回	
		可燃物・不燃物・プラスチック・粗大ゴミ・資源ごみの収集。	週1回	年間排出量1,448袋±250袋（粗大ゴミなどは1束等を1袋に換算）

6. 警備業務

業務名	要求概要	仕様		留意事項
		作業内容	実施頻度	
機械警備管理	施設内の秩序を維持し、事故、盗難、破壊等の犯罪及び火災等の発生を警戒・防止し、財産の保全を図るとともに利用者の安全を確保するため警備業務を適切に行う。	防犯：開館日は22時から翌日7時30まで、休館日は終日遠隔監視。 火災監視：1年間24時間遠隔監視。	毎日	警備記録報告書は月毎に書面にて報告。 異常発生時には現場へ急行、確認・点検

7. 備品関係

業務名	要求概要	仕様		留意事項
		作業内容	実施頻度	
ホール備付楽器保守点検	ホール備付楽器を良好な状態に保つよう点検・調整を行う	使用毎の調律	毎回	ピアノ（スタインウェイ1台、ペーゼンドルファー1台、カワイ2台、メレンツ1台）・ティンパニ（4台）・コントラバス（3台）・チェンバロ（1台）・ポジティブオルガン（1台）
		鍵盤調整・弦合わせ・ペダル調整など定期点検	年1回	

○韮崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

平成17年7月15日条例第14号

改正

令和5年1月11日条例第1号

韮崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の公募）

第2条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。ただし、当該公の施設の適正な運営を確保するため市長が特に必要と認めたときは、この限りでない。

- （1）公の施設の概要
- （2）指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- （3）指定の期間
- （4）利用料金に関する事項
- （5）申請者の資格及び申請の方法
- （6）申請の受付期間
- （7）選定の基準
- （8）その他市長が必要と認める事項

（指定管理者の指定の申請）

第3条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- （1）指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書及び収支予算書
- （2）前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（指定管理者の指定等）

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当する団体のうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て当該候補者を指定管理者に指定しなければならない。

- （1）前条第1号に規定する事業計画書（以下「事業計画書」という。）による公の施設の運営が市民の平等利用を確保することができるものであること。
- （2）事業計画書の内容が当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- （3）事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

2 市長は、指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

（事業報告書の作成及び提出）

第5条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の中途において第7条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- （1）管理業務の実施及び利用の状況
- （2）使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- （3）管理に係る経費の収支状況
- （4）前各号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

（業務報告の聴取等）

第6条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期的に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

（指定の取消し等）

第7条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

（原状回復義務）

第8条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定によりその指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった公の施設の当該施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（損害賠償義務）

第9条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する公の施設の当該施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（秘密保持義務）

第10条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

（教育委員会の公の施設への適用）

第11条 この条例を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第2条から第9条までの規定中「市長」とあるのは「教育委員会」とする。

（委任）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（韮崎市情報公開条例の一部改正）

2 韮崎市情報公開条例（平成13年3月韮崎市条例第4号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（令和5年1月11日条例第1号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

葦崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年7月15日規則第14号）

最終改正:令和3年5月25日規則第17号

改正内容:令和3年5月25日規則第17号〔令和3年6月1日〕

○葦崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成17年7月15日規則第14号

改正

平成21年3月2日規則第8号

令和3年5月25日規則第17号

葦崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、葦崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年7月葦崎市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（公募の方法）

第3条 条例第2条の規定による公募は、次の各号に掲げる方法により広く周知するものとする。

- （1）葦崎市公告式条例（昭和29年10月葦崎市条例第1号）第4条に規定する掲示場への掲示
- （2）市広報への掲載
- （3）市のホームページへの掲載
- （4）市の担当課、公募する公の施設及び情報公開コーナーでの閲覧又は配布
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める方法

（指定の申請）

第4条 条例第3条に規定する申請書は、指定管理者指定申請書（別記様式）によるものとする。

2 条例第3条第2号に規定する市長が必要と認める書類は、当該団体に係る次の各号に掲げる書類とする。

- （1）定款、規約その他これらに類する書類
- （2）役員名簿（法人にあっては、当該法人の登記事項証明書）
- （3）申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに前事業年度の事業実績報告書及び収支決算書
- （4）納税を証する書類
- （5）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（申請者の資格）

第5条 条例第3条の申請をすることができる団体は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により本市における一般競争入札の参加者の資格を制限されているもの
- （2）地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあり、その取消しの日から2年を経過しないもの
- （3）指定管理者の指定を委託とみなした場合に、法第92条の2、第142条又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなるもの
- （4）国税又は地方税を滞納しているもの
- （5）その他、不誠実な行為を行ったことが認められるもの

2 前項に掲げるもののほか、申請の資格については、指定管理者を募集する公の施設に応じてその都度定める。

（指定管理者の指定の告示等）

第6条 条例第4条第2項に規定する告示は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- （1）管理を行わせる公の施設の名称
- （2）指定管理者の名称及び所在地
- （3）指定の期間

2 市長は、前項の告示をしたときは、指定した団体に指定管理者に指定した旨を通知するものとする。

（教育委員会の公の施設への適用）

第7条 この規則を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、第3条、第4条、第6条及び次条中「市長」とあるのは「教育委員会」とし、別記様式中「葦崎市長」とあるのは「葦崎市教育委員会」とする。

（委任）

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月2日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、平成20年12月1日から適用する。

附 則（令和3年5月25日規則第17号）

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

指定管理者指定申請書

年 月 日

(宛先) 蕪崎市長

申請者 所在地

団体名

代表者氏名 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人(代表者) が手書しない場合は、
記名押印してください。

下記の公の施設の指定管理者の指定を受けたいので、蕪崎市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により、別添の書類を添えて申請します。

記

- 1 公の施設の名称
 - 2 公の施設の位置
-

○蕨崎市文化ホール条例

平成17年10月3日条例第22号

改正

平成26年3月20日条例第6号

平成28年9月30日条例第23号

蕨崎市文化ホール条例

蕨崎市文化ホール設置、管理及び使用料条例（平成6年6月蕨崎市条例第9号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民の芸術文化の振興と福祉の増進に寄与するため、蕨崎市文化ホール（以下「文化ホール」という。）を設置する。

（位置）

第2条 文化ホールの位置は、蕨崎市藤井町坂井205番地とする。

（事業）

第3条 文化ホールは、次に掲げる事業を行う。

- （1）音楽、舞踊、演劇等芸術文化事業の実施に関すること。
- （2）芸術文化活動の育成振興に関すること。
- （3）絵画、書、陶芸等の展示に関すること。
- （4）芸術文化に関する調査研究及び資料の収集並びに情報の提供に関すること。
- （5）前各号に掲げるもののほか、設置目的達成に必要な事業

（館長）

第4条 文化ホールに館長を置くことができる。

（指定管理者による管理）

第5条 文化ホールの管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

（管理の基準）

第6条 指定管理者は、この条例及びこれに基づく規則の規定に従い、文化ホールの管理を行わなければならない。

（業務の範囲）

第7条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- （1）利用の許可に関する業務
- （2）利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- （3）施設、設備及び器具（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- （4）第3条に規定する事業に関する業務
- （5）前各号に掲げるもののほか、教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める業務

（休館日）

第8条 文化ホールの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- （1）月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、火曜日）
- （2）休日の翌日（その日が土曜日、日曜日又は休日の場合を除く。）
- （3）12月29日から翌年1月3日まで

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、委員会の承認を得て、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（開館時間）

第9条 文化ホールの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 指定管理者は、必要があると認めるときは、委員会の承認を得て、開館時間を変更することができる。

（利用の許可）

第10条 文化ホールを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により許可を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

- （1）公益若しくは公安を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- （2）長期間にわたる継続利用により、他の利用を妨げるおそれがあると認められるとき。
- （3）施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- （4）前各号に掲げるもののほか、文化ホールの管理上支障があると認められるとき。

（利用の許可の条件）

第11条 指定管理者は、前条第1項の規定により利用を許可する場合において、文化ホールの管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（利用料金）

第12条 第10条第1項の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

2 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 3 利用料金の額は、別表第1及び別表第2に定める額の範囲内において、あらかじめ委員会の承認を受けて指定管理者が定めるものとする。
- 4 利用料金は、指定管理者の収入とする。
(利用料金の減額)
- 第13条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額することができる。
(利用料金の還付)
- 第14条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
- (1) 利用者の責によらない事由により利用ができなくなったとき。
- (2) 利用者が規則で定める日までにその利用の許可の取消しを申し出たとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、特別の事由があるとき。
(目的外利用等の禁止)
- 第15条 利用者は、文化ホールを許可目的以外に利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。
(利用の許可の取消し等)
- 第16条 利用者が次の各号のいずれかに該当するとき、指定管理者は、その利用の許可を取消し、利用を停止し、又は利用の条件を変更することができる。
- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 第10条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。
- (5) 災害その他の事故により利用できなくなったとき。
- (6) 工事その他市の事業の執行上やむを得ない理由により利用できなくなったとき。
- 2 前項の場合(同項第6号に該当する場合を除く。)において、利用者が損害を受けることがあっても市及び指定管理者は、その補償の責を負わない。
(入館の制限)
- 第17条 指定管理者は、他人の迷惑となるおそれのある者その他文化ホールの管理上支障があると認められる者の入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。
- 2 指定管理者は前項に定めるもののほか、文化ホールの管理上必要と認めるときは、入館者数を制限することができる。
(特別の設備等の許可)
- 第18条 利用者は、文化ホールを利用するに当たって特別の設備をし、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。
(原状回復の義務)
- 第19条 利用者は、その利用を終了し、又は第16条第1項の規定により利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに利用した施設等を原状に回復し、又は返還しなければならない。
(損害賠償)
- 第20条 利用者又は入館者は、自己の責に帰すべき事由により施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。
(委任)
- 第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 附 則
- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に改正前の韮崎市文化ホール設置、管理及び使用料条例(以下「旧条例」という。)第5条第1項の規定により利用の許可を受けている者は、改正後の韮崎市文化ホール条例(以下「新条例」という。)第10条第1項の規定により利用の許可を受けた者とみなす。
- 3 この条例による新条例第12条第3項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用の申請に係る利用料金から適用し、施行日前に旧条例第5条第1項の規定により許可を受けているものに係る使用料の額は、なお従前の例による。
- 附 則(平成26年3月20日条例第6号抄)
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則(平成28年9月30日条例第23号抄)
- (施行期日)
- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 6 第10条の規定による改正後の韮崎市文化ホール条例第12条の規定は、施行日以後の利用の申請に係る利用料金から適用し、施行日前に改正前の韮崎市文化ホール条例第10条の規定により許可を受けているものに係る利用料金の額は、なお従前の例による。

別表第1(第12条関係)

1 ホール等施設利用料金

区分				利用料金					
				午前	午後	夜間	昼間	昼夜	全日
				午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後5時まで	午後1時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
ホール	大ホール (1階席・ 2階席)	入場料を 徴収しな いで利用 する場合	平日	円 18,000	円 27,000	円 37,000	円 46,000	円 64,000	円 75,000
			日曜日、 土曜日及 び休日	23,000	34,000	46,000	57,000	81,000	93,000
		1,000円 以下の入 場料を徴 収して利 用する場 合	平日	24,000	36,000	48,000	60,000	84,000	97,000
			日曜日、 土曜日及 び休日	30,000	45,000	60,000	75,000	105,000	121,000
		1,000円を 超え 3,000円 以下の入 場料を徴 収して利 用する場 合	平日	31,000	47,000	63,000	78,000	110,000	127,000
			日曜日、 土曜日及 び休日	39,000	58,000	78,000	98,000	137,000	159,000
		3,000円を 超える入 場料を徴 収して利 用する場 合	平日	37,000	55,000	74,000	92,000	129,000	150,000
			日曜日、 土曜日及 び休日	46,000	69,000	92,000	115,000	162,000	187,000
	大ホール (1階席 のみ)	入場料を 徴収しな いで利用 する場合	平日	12,000	18,000	24,000	30,000	43,000	50,000
			日曜日、 土曜日及 び休日	15,000	23,000	30,000	38,000	54,000	62,000
		1,000円 以下の入 場料を徴 収して利 用する場 合	平日	16,000	24,000	32,000	40,000	56,000	64,000
			日曜日、 土曜日及 び休日	20,000	30,000	40,000	50,000	70,000	81,000
		1,000円を 超え 3,000円 以下の入 場料を徴 収して利 用する場 合	平日	21,000	31,000	42,000	52,000	73,000	85,000
			日曜日、 土曜日及 び休日	26,000	39,000	52,000	65,000	91,000	106,000
		3,000円を 超える入 場料を徴 収して利 用する場 合	平日	24,000	37,000	49,000	61,000	86,000	100,000
			日曜日、 土曜日及 び休日	30,000	46,000	61,000	77,000	108,000	124,000
	小ホール	入場料を 徴収しな いで利用 する場合	平日	5,000	8,000	11,000	14,000	19,000	23,000
			日曜日、 土曜日及 び休日	7,000	10,000	14,000	17,000	24,000	28,000

		1,000円 以下の入 場料を徴 収して利 用する場 合	平日	7,000	11,000	14,000	18,000	25,000	29,000
			日曜日、 土曜日及 び休日	9,000	13,000	18,000	22,000	32,000	36,000
		1,000円を 超え 3,000円 以下の入 場料を徴 収して利 用する場 合	平日	9,000	14,000	19,000	24,000	33,000	39,000
			日曜日、 土曜日及 び休日	12,000	17,000	24,000	29,000	42,000	48,000
		3,000円を 超える入 場料を徴 収して利 用する場 合	平日	11,000	17,000	22,000	28,000	39,000	46,000
			日曜日、 土曜日及 び休日	14,000	21,000	28,000	35,000	49,000	57,000
	楽屋	大ホール楽屋1		1,300	1,300	1,300	2,600	2,600	4,000
		大ホール楽屋2		700	700	700	1,300	1,300	2,000
		大ホール楽屋3		700	700	700	1,300	1,300	2,000
		大ホール楽屋4		700	700	700	1,300	1,300	2,000
		大ホール楽屋5		700	700	700	1,300	1,300	2,000
		小ホール楽屋		700	700	700	1,300	1,300	2,000
その他	展示室			1日 3,500円					
	リハーサル室			1,700	2,500	3,400	4,300	6,000	7,000
	第1会議室			1,100	1,700	2,200	2,800	3,900	4,500
	第2会議室			1,100	1,700	2,200	2,800	3,900	4,500
	第3会議室			1,100	1,700	2,200	2,800	3,900	4,500
	第4会議室			1,100	1,700	2,200	2,800	3,900	4,500

備考

- (1) 「平日」とは、月曜日から金曜日まで((2)に規定する休日を除く。)をいう。
- (2) 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- (3) 「入場料」とは、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収するものをいう。
- (4) 入場料の額に2以上の区分がある場合は、その最も高い額を入場料として、この表を適用する。
- (5) 入場料を徴収しないでホールを営業活動のために利用する場合の利用料金の額は、この表の入場料を徴収しないで利用する場合の区分に従い、当該区分に定める額の100分の160に相当する額。その他施設を営業活動のために利用する場合の利用料金の額も同様とする。ただし、会議室を営業活動のために利用する場合の利用料金の額は、100分の200に相当する額、展示室を営業活動のために利用する場合の利用料金の額は、100分の300に相当する額とする。
- (6) ホールを専ら練習又は準備のために利用する場合の利用料金の額は、この表の区分に従い、当該区分に定める額((5)に該当する場合にあっては、(5)において算出された額)の100分の70に相当する額とする。
- (7) (5)及び(6)において算出された利用料金の額に10円未満の端数があるときは、切り捨てる。

2 超過利用料金

左欄		右欄
ホール・展示室・リハーサル室及び会議室	午前9時前に利用する場合	ホール等施設利用料金の表の区分に従い、午前9時から正午までの利用時間区分に定める額の1時間当たりの額
	正午から午後1時まで又は午後5時から午後6時まで利用する場合	ホール等施設利用料金の表の区分に従い、午後1時から午後5時までの利用時間区分(許可された利用時間区分が午前9時から正午までの場合にあっては午前9時から正午までの利用時間区分、午後6時から午後10時までの場合にあっては午後6時から午後10時までの利用時間区分)に定める額の1時間当たりの額

	午後10時後に利用する場合	ホール等施設利用料金の表の 区分に従い、午後6時から午後10 時までの利用時間区分に定める 額の1時間当たりの額
--	---------------	---

備考 許可された利用時間を超過して利用(設備、器具を除く。)する場合の利用料金の額は、1時間を単位として、左欄の時間帯ごとにそれぞれ右欄の額の100分の120に相当する額とする。この場合において、算出された利用料金の額に10円未満の端数があるときは、切り捨てる。

別表第2(第12条関係)

設備・器具利用料金

1 大ホール

区分		単位	利用料金(円)
舞台設備	舞台所作台	1式	12,960
	脇花道用所作台	1式	2,160
	仮設鳥屋囲	1式	1,080
	仮設能舞台(所作台含まず)	1式	21,600
	松竹羽目(所作台含まず)	1式	2,590
	平台	1台	100
	箱足・木台・開き脚・人形・支木	1台	50
	屏風(金・銀・鳥の子)	1双	2,590
	振り落し装置	1台	540
	雪かご	1台	320
	ローホリ隠しパネル	1式	640
	地絰(黒・グレー)	1枚	1,290
	紗幕(黒・白)	1枚	1,290
	浅葱幕	1枚	1,080
	紅白幕	1枚	1,080
	松羽目幕	1枚	1,620
	音響反射板・残響可変装置	1式	10,800
	指揮者台	1台	100
	指揮者用譜面台	1台	100
	楽員用譜面台	1台	50
	楽員用折りたたみ椅子	1台	50
	バレエシート	1枚	540
	オーケストラピット	1式	5,400
	演台(花台・脇台付き)	1式	1,080
	花台・脇台	1台	210
	司会者卓	1台	210
	長机	1台	100
	めくり台	1台	100
	国旗・市旗	1枚	100
	もぎり台	1台	320
	移動用化粧台	1台	320
	ピアノ(外国製)椅子付き	1台	12,420
	ピアノ(日本製)椅子付き	1台	6,480
	ポジティブオルガン	1台	5,400
照明設備	500Wスポットライト	1台	100
	1KWスポットライト	1台	210
	フロントサイド・シーリングスポットライト	1台	320
	650Wコンダクタースポットライト	1台	320
	2KWクセノンピンスポットライト	1台	3,020
	ローアーホリゾントライト	1式	3,240
	アッパーホリゾントライト	1式	2,910
	ポーターライト	1列	1,080
	天井反射板ライト	1列	750
	舞台用フットライト	1式	1,510
	脇花道用フットライト	1式	750
	照明用スタンド	1台	100
音響設備	音響基本装置	1式	5,400
	コンデンサーマイクロフォン	1本	640
	ダイナミックマイクロフォン	1本	540
	ワイヤレスマイクロフォン	1チャンネル	1,080
	3点吊りマイクロフォン	1式	2,370
	ダイレクトボックス	1台	540
	効果用スピーカー	1台	1,080
	オープンテープレコーダー	1台	1,290

	カセットテープレコーダー	1台	1,080
	CDプレーヤー	1台	1,080
	DATレコーダー	1台	1,080
	効果用音響器具	1台	1,180
	マイクスタンド	1台	210
	マイクケーブル・スピーカーケーブル・機器間ケーブル	1本	50
	16chマルチボックス	1台	320
	16chマルチケーブル	1本	210
	クリアカム(増設分のみ)	1台	540
映写設備	35mm／16mm兼用映写機	1台	5,400
	映写スクリーン	1式	1,180
	スライドプロジェクター	1台	1,080

2 小ホール

区分		単位	利用料金(円)
舞台設備	舞台所作台	1式	4,860
	平台	1台	100
	箱足・木台	1台	50
	屏風(金)	1双	2,590
	ローホリ隠しパネル	1式	320
	地絨(黒・グレー)	1枚	860
	音響反射板	1式	3,240
	指揮者台	1台	100
	指揮者用譜面台	1台	100
	楽員用譜面台	1台	50
	楽員用折りたたみ椅子	1台	50
	演台(花台・脇台付き)	1台	860
	花台・脇台	1台	100
	司会者卓	1台	210
	長机	1台	100
	めくり台	1台	100
	国旗・市旗	1枚	100
	もぎり台	1台	320
	ピアノ(外国製)椅子付き	1台	7,560
照明設備	500Wスポットライト	1台	100
	1KWスポットライト	1台	210
	フロントサイド・シーリングスポットライト	1台	320
	500Wクセノンピンスポットライト	1台	1,290
	ローホリゾントライト	1式	970
	アッパーホリゾントライト	1式	1,290
	ボーダーライト	1列	430
	天井反射板ライト	1列	540
	舞台用フットライト	1式	430
	照明用スタンド	1台	100
音響設備	音響基本装置	1式	2,160
	コンデンサーマイクロフォン	1本	640
	ダイナミックマイクロフォン	1本	540
	ワイヤレスマイクロフォン	1チャンネル	1,080
	3点吊りマイクロフォン	1式	2,370
	エレベーターマイクロフォン	1式	1,290
	ダイレクトボックス	1台	540
	効果用スピーカー	1台	1,080
	カセットテープレコーダー	1台	1,080
	CDプレーヤー	1台	1,080
	DATレコーダー	1台	1,080
	効果用音響器具	1台	860
	マイクスタンド	1台	210

映写設備	マイクケーブル・スピーカーケーブル・機器間ケーブル	1本	50
	16chマルチボックス	1台	320
	16chマルチケーブル	1本	210
	クリアカム(増設分のみ)	1台	540
	16mm映写機	1台	2,160
	映写スクリーン	1式	1,180
	スライドプロジェクター	1台	1,080

3 大・小ホール共用

区分		単位	利用料金(円)
舞台設備	緋もうせん	1枚	1,290
	上敷ござ	1枚	100
	高座用座布団	1枚	210
	長座布団	1枚	210
	譜面灯・手もと灯	1台	100
	スモークマシン(スモーク液は含まず)	1台	1,720
	移動用姿見	1台	100
	チェンパロ	1台	4,320
	ティンパニ	1台	1,080
	コントラバス	1台	1,080
	コントラバス椅子	1台	100
	ピアノ椅子	1台	100
	和太鼓	1台	540
照明設備	1KWプロジェクタースポットライト	1台	320
	効果用照明器具	1台	1,290
	ストリップライト	1台	210
	照明用タワースタンド	1台	320
音響設備	MDプレーヤー	1台	1,080
	可搬型エレベーターマイクスタンド	1台	540
	移動用ミキサー卓	1台	1,620

4 展示室

区分	単位	利用料金(円)
移動展示壁(営業用に供する場合)	1枚	430
展示台	1台	100
受付台	1台	210
展示作品用スポットライト	1灯	100

5 会議室

区分	単位	利用料金(円)
仮設ステージ	1台	320
演台(花台・脇台付き)	1式	640
花台・脇台	1台	100
司会者台	1台	100
音響設備	1式	1,620
映写スクリーン	1式	320

6 リハーサル室

区分	単位	利用料金(円)
ピアノ(日本製)椅子付き	1台	4,320
指揮者台	1台	100
楽員用譜面台	1台	50
楽員用折りたたみ椅子	1台	50

7 エントランスホール

区分	単位	利用料金(円)
ピアノ(日本製)椅子付き	1台	2,160

8 全館共用

区分	単位	利用料金(円)
展示パネル(可搬式)	1枚	100
ホワイトボード	1台	320
液晶ビデオ映写機	1台	1,290

可搬型映写スクリーン	1台	540
実物投影機	1台	1,080
オーバーヘッドプロジェクター	1台	1,080
レーザーポインター	1台	320
立札席茶道具	1式	7,560
野点傘	1台	1,080
楽器調律用チューナー	1台	540
アイロン(アイロン台付き)	1式	540
電気ポット	1台	210
CDラジカセ	1台	1,080

9 電源装置

区分	電気器具を持ち込みして利用する場合	利用料金(円)
電源装置	1キロワット未満／台	100
	1キロワット以上2キロワット未満／台	210
	2キロワット以上／台のものについては1キロワット増すごとに100円を加算する。	

備考 利用料金の額は、利用1回(午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後10時まで)とする。

○葦崎市文化ホール条例施行規則

平成17年10月3日教育委員会規則第1号

改正

平成18年3月15日教育委員会規則第1号

平成20年3月3日教育委員会規則第2号

平成23年9月1日教育委員会規則第8号

平成29年2月27日教育委員会規則第1号

葦崎市文化ホール条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、葦崎市文化ホール条例（平成17年10月葦崎市条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（利用の許可の申請）

第2条 条例第10条第1項の規定により、葦崎市文化ホール（以下「文化ホール」という。）の施設、設備及び器具（以下「施設等」という。）の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、葦崎市文化ホール利用許可申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を次に掲げる期間内に指定管理者（条例第5条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。

- （1）ホール、展示室 利用しようとする日（連続して利用する場合は、その初日。以下「利用日」という。）の前1年に当たる日の属する月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）から利用日の前40日まで。
- （2）会議室 利用日の前2月に当たる日の属する月の初日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）から利用日の前日まで。ただし、ホールと併せて利用する場合は、前号による。
- （3）リハーサル室 利用日の前39日に当たる日（その日が休館日に当たるときは、その翌日）から利用日の前日まで。ただし、ホールと併せて利用する場合は、第1号による。

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者が必要と認めるときは、前項の期間外に申請書を提出することができる。

（許可書の交付）

第3条 指定管理者は、前条の規定により申請書の提出があった場合は、その内容を審査し適当と認めるときは、葦崎市文化ホール利用許可書（第2号様式。以下「許可書」という。）を当該申請者に交付するものとする。

（利用の変更又は取消し）

第4条 前条の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該利用の変更をしようとするときは、葦崎市文化ホール利用許可変更申請書（第3号様式。以下「変更申請書」という。）に前条の許可書を添えて指定管理者に提出し、承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により変更申請書の提出があった場合は、その内容を審査し適当と認めるときは、葦崎市文化ホール利用許可変更承認書（第4号様式。以下「変更承認書」という。）を当該利用者に交付するものとする。

3 利用者は、利用の許可の取消しをしようとするときは、葦崎市文化ホール利用取消届（第5号様式）に前条の許可書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

（利用料金の納付）

第5条 条例第12条に規定する利用料金（以下「利用料金」という。）は、第3条の許可書が交付されるときに納付しなければならない。

2 第4条第1項の規定により利用の許可の変更をする場合において、当該変更に係る利用料金は、同条第2項の変更承認書が交付されるときに納付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、条例別表第1に規定する超過利用料金及び条例別表第2に規定する設備・器具利用料金にあっては、利用の際に納付することができる。

（利用料金の減額）

第6条 条例第13条の規定により利用料金の減額を受けようとする者（以下「減額申請者」という。）は、第2条に規定する申請書の提出の際に葦崎市文化ホール利用料金減額申請書（第6号様式。以下「減額申請書」という。）を併せて提出し、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 利用料金の減額は、次の各号に定めるところによる。

- （1）市内に所在する保育園、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校又は高等学校が行う教育活動及び福祉活動であって、幼児、児童又は生徒を対象とするもの 100分の50
- （2）その他教育委員会が特に必要と認めるもの 100分の50以内

3 指定管理者は、第1項の規定により減額申請書の提出があった場合は、その内容を審査し適当と認めるときは、葦崎市文化ホール利用料金減額承認書（第7号様式）を当該減額申請者に交付するものとする。

（利用料金の還付）

第7条 条例第14条ただし書の規定により還付する利用料金の額は、既に納めた利用料金の額に次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める率を乗じて得た額とする。

- （1）利用者の責によらない事由により利用できなくなったとき 100分の100
- （2）利用者が、次に掲げる日までに、利用の許可の取消しを申し出たとき。

ア ホール、展示室及びホールと併せて利用するリハーサル室又は会議室

- (ア) 利用の日前6月 100分の75
- (イ) 利用の日前40日 100分の50

イ リハーサル室、会議室

- (ア) 利用の日前1月 100分の75
- (イ) 利用の日前7日 100分の50

(3) 前2号に定めるもののほか、特別の理由があるとき 指定管理者がその都度定める率

- 2 第4条第1項の規定により利用の許可の変更をする場合において、既に納付した利用料金に減じる額が生じた場合は、当該減じる額を還付する。
- 3 利用料金の還付を受けようとする利用者は、韮崎市文化ホール利用料金還付申請書(第8号様式。以下「還付申請書」という。)を指定管理者に提出しなければならない。
- 4 指定管理者は、前項の規定により還付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し適当と認めるときは、当該利用者に利用料金を還付するものとする。

(利用の許可の取消し等に係る通知書)

第8条 指定管理者は、条例第16条の規定により利用の許可を取消し、利用を停止し、又は利用の条件を変更したときは、韮崎市文化ホール利用許可(取消・停止・変更)通知書(第9号様式)により利用者に通知するものとする。ただし、緊急又はやむを得ない理由があるときは、口頭により通知することができるものとする。

(遵守事項)

第9条 利用者又は入館者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定員を超えて入場をさせないこと。
- (2) 施設等を損傷しないこと。
- (3) 指定管理者の許可なく施設等に特別の設備をし、若しくはその現状を変更し、又は文化ホールに備付けの器具以外のものを使用しないこと。
- (4) 備品を文化ホールの外に持ち出さないこと。
- (5) 所定の場所以外で飲食し、又は喫煙しないこと。
- (6) 爆発又は発火のおそれのある物及び銃砲刀剣類等の危険物を持ち込まないこと。
- (7) ペット類を持ち込まないこと。
- (8) 指定管理者の許可なく寄附募集又は物品の販売を行わないこと。
- (9) 大声を発すること、暴力を用いること等他人に迷惑を及ぼす行動をしないこと。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が指示した事項

(立入り)

第10条 指定管理者が職務上当該許可に係る利用の場所に立ち入る場合は、利用者はこれを拒むことはできない。

(施設等の損傷又は滅失の届出)

第11条 利用者又は入館者は、施設等を損傷し、若しくは滅失したときは、韮崎市文化ホール施設等(損傷・滅失)届(第10号様式)により直ちにその旨を教育委員会に届け出て、指定管理者の指示に従わなければならない。

(利用後の点検)

第12条 利用者は、条例第19条の規定により施設等を原状に回復したとき、又は返還するときは、速やかに指定管理者の点検を受けなければならない。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月15日教委規則第1号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月3日教委規則第2号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月1日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の韮崎市文化ホール条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用の許可の申請に係る利用料金の還付から適用し、施行日前に規則第4条第1項の規定により許可を受けているものに係る利用料金の還付については、なお従前の例による。

附 則(平成29年2月27日教委規則第1号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(準備行為)
- 2 この規則による改正後の韮崎市文化ホール条例の規定による利用の許可に関し必要な行為は、この規則の施行前においても、行うことができる。

菫崎市文化ホール利用許可書

許可番号 第 号 (申請 年 月 日)													
指定管理者 印													
申請者 住所 氏名(団体名) 電話													
会場責任者 住所 氏名 電話													
下記のとおり利用を許可します。													
催物の名称		催物の内容											
利用日時		年 月 日(曜日) 午前 時 分—午後 時 分 年 月 日(曜日) 午前 時 分—午後 時 分 年 月 日(曜日) 午前 時 分—午後 時 分											
利用施設		月日		利用区分(○で表示する)				入場予定人員		利用料金			
				午前 午後 夜間 昼間 昼夜 全日				(人)		(円)			
大ホール		/											
大ホール (1階席のみ)		/											
準備・練習		/											
楽屋1		/											
楽屋2		/											
楽屋3		/											
楽屋4		/											
楽屋5		/											
小ホール		/											
準備・練習		/											
小ホール楽屋		/											
展示室		/											
リハーサル室		/											
会議室1		/											
会議室2		/											
会議室3		/											
会議室4		/											
入場料の徴収		する(最高 円)・しない				利用料金合計額							
設備・器具の持込		する()・しない				条例第13条の減額							
物品の販売		する()・しない				納入すべき金額							
共催・後援者名						金額		円					
時間区分		到着		準備		開場		開演		終演		退場	
		時 分		時 分		時 分		時 分		時 分		時 分	
利用許可条件						備考		※領収済通知書は別途発行。					

蕪崎市文化ホール利用許可変更申請書

(宛先)指定管理者															許可番号 第 年 月 日 号										
申請者 住所 氏名(団体名) 電話															会場責任者 住所 氏名 電話										
下記のとおり利用の許可変更を受けたく許可書を添えて申請します。																									
許可 済 事項	催物の名称											催物の内容													
	利用日時	年 月 日 (曜日) 午前 時 分—午後 時 分										年 月 日 (曜日) 午前 時 分—午後 時 分										年 月 日 (曜日) 午前 時 分—午後 時 分			
	利用施設	大ホール(楽屋1・楽屋2・楽屋3・楽屋4・楽屋5)																							
		大ホール1階席のみ(楽屋1・楽屋2・楽屋3・楽屋4・楽屋5)																							
		小ホール(小ホール楽屋)																							
		展示室																							
		リハーサル室																							
会議室1・会議室2・会議室3・会議室4																									
変更 事項	区分	期日の変更・時間の変更・施設の変更・その他																							
	内容	変更前										変更後													
変更理由																									
利用 料 金	既納利用料金	金額										円													
	変更後の利用料金	金額										円	追加納入金額・還付金額												
																								円	
	(追加納入・還付)利用料金	金額											円	上記のとおり納入・還付します。											
上記申請のとおり許可変更してよろしいか伺います。																									
所属長	係長	係	受付担当者			利用許可変更条件																			

蕪崎市文化ホール利用許可変更承認書

許可番号 第 号 (申請 年 月 日) 年 月 日										
申請者 住所 氏名(団体名) 電話										
会場責任者 住所 氏名 電話										
指定管理者 印										
下記のとおり利用の変更を承認します。										
許可 済 事項	催物の名称					催物の内容				
	利用日時	年 月 日(曜日) 午前 時 分—午後 時 分 年 月 日(曜日) 午前 時 分—午後 時 分 年 月 日(曜日) 午前 時 分—午後 時 分								
	利用施設	大ホール(楽屋1・楽屋2・楽屋3・楽屋4・楽屋5)								
		大ホール1階席のみ(楽屋1・楽屋2・楽屋3・楽屋4・楽屋5)								
		小ホール(小ホール楽屋)								
		展示室								
		リハーサル室								
会議室1・会議室2・会議室3・会議室4										
変更 事項	区分	期日の変更・時間の変更・施設の変更・その他								
	内容	変更前				変更後				
変更理由										
利用 料 金	既納利用料金	金額							円	追加納入金額・還付金額 円 ※領収済通知書は別途発行。
	変更後の利用料金	金額							円	
	(追加納入・還付) 利用料金	金額							円	
利用許可条件					備考					

蕪崎市文化ホール利用取消届

(宛先)指定管理者					受付番号			第	号
					年	月	日		
					届出者	住所 氏名(団体名) 電話			
					届出責任者	住所 氏名 電話			
下記のとおり利用の取消しをしたいので(許可書・変更許可書)を添えて届け出ます。									
利用許可年月日		年 月 日			利用許可番号			第	号
変更許可年月日		年 月 日			変更許可番号			第	号
催物の名称					催物の内容				
利用日時		年 月 日(曜日)午前 時 分—午前 時 分 年 月 日(曜日)午前 時 分—午前 時 分 年 月 日(曜日)午前 時 分—午前 時 分							
利用施設		大ホール(楽屋1・楽屋2・楽屋3・楽屋4・楽屋5)							
		大ホール1階席のみ(楽屋1・楽屋2・楽屋3・楽屋4・楽屋5)							
		小ホール(小ホール楽屋)							
		展示室							
		リハーサル室							
		会議室1・会議室2・会議室3・会議室4							
取消を受けようとする理由									
上記届出のとおり承認してよろしいか伺います。									
所属長	係長	係	受付担当者	備考					

蕪崎市文化ホール利用料金減額申請書

(宛先)指定管理者				受付番号				第	号		
				年				月	日		
				申請者				住所			
				氏名(団体名)				電話			
				会場責任者				住所			
								氏名			
								電話			
下記のとお利用料金の減額を願いたく申請します。											
催物の名称						催物の内容					
利用日時			年			月			日(曜日)午前		
			時			分—午前			時		
			分			—午前			時		
			年			月			日(曜日)午前		
			時			分—午前			時		
			年			月			日(曜日)午前		
			時			分—午前			時		
利用施設			大ホール(楽屋1・楽屋2・楽屋3・楽屋4・楽屋5)								
			大ホール1階席のみ(楽屋1・楽屋2・楽屋3・楽屋4・楽屋5)								
			小ホール(小ホール楽屋)								
			展示室								
			リハーサル室								
			会議室1・会議室2・会議室3・会議室4								
減額理由			蕪崎市文化ホール条例施行規則第6条第2項 第1号 第2号 に該当するため。								
減額率			50% %								
上記申請のとおり減額してよろしいか伺います。											
所属長		係長		係		受付担当者		減額許可条件			

蕪崎市文化ホール利用料金減額承認書

指定管理者 印		許可番号 第 号 (申請 年 月 日) 年 月 日	
		申請者 住所 氏名(団体名) 電話	
		会場責任者 住所 氏名 電話	
下記のとおりに利用料金を減額します。			
催物の名称		催物の内容	
利用日時		年 月 日 (曜日) 午前 時 分 — 午後 時 分 年 月 日 (曜日) 午前 時 分 — 午後 時 分 年 月 日 (曜日) 午前 時 分 — 午後 時 分	
利用施設		大ホール(楽屋1・楽屋2・楽屋3・楽屋4・楽屋5)	
		大ホール 1 階席のみ(楽屋1・楽屋2・楽屋3・楽屋4・楽屋5)	
		小ホール(小ホール楽屋)	
		展示室	
		リハーサル室	
		会議室1・会議室2・会議室3・会議室4	
減額理由		蕪崎市文化ホール条例施行規則第6条第2項 第1号 第2号 に該当するため。	
減額率		50% ・ %	
利 用 料 金	利用料金合計額	円	
	減額金額	円	
	納入すべき金額	円	
備考			

蕪崎市文化ホール利用料金還付申請書

(宛先)指定管理者				受付番号				第	号		
				年	月	日					
				申請者	住所 氏名(団体名) 電話						
				会場責任者	住所 氏名 電話						
下記のとおり利用料金の還付を受けたく申請します。											
利用許可年月日	年 月 日			利用許可番号			第	号			
変更許可年月日	年 月 日			変更許可番号			第	号			
催物の名称					催物の内容						
利用日時	年 月 日(曜日)			午前	後	時	分	午前	後	時	分
	年 月 日(曜日)			午前	後	時	分	午前	後	時	分
	年 月 日(曜日)			午前	後	時	分	午前	後	時	分
利用施設	大ホール(楽屋1・楽屋2・楽屋3・楽屋4・楽屋5)										
	大ホール1階席のみ(楽屋1・楽屋2・楽屋3・楽屋4・楽屋5)										
	小ホール(小ホール楽屋)										
	展示室										
	リハーサル室										
	会議室1・会議室2・会議室3・会議室4										
既納利用料金	金額 円										
還付申請額	金額 円										
還付を受けようとする理由											
上記申請のとおり還付してよろしいか伺います。											
所属長	係長	係	受付担当者	備考							

韮崎市文化ホール利用許可(取消・停止・変更)通知書

許可番号					第	号		
					年	月	日	
指定管理者 印	申請者		住所					
			氏名(団体名)					
			電話					
		会場責任者		住所				
				氏名				
				電話				
下記のとおり利用の許可を(取消・停止・変更)する。								
利用許可年月日	年		月	日	利用許可番号	第	号	
変更年月日	年		月	日	変更許可番号	第	号	
催物の名称				催物の内容				
利用日時	年	月	日	(曜日)	午前	午後	時	分
	年	月	日	(曜日)	午前	午後	時	分
	年	月	日	(曜日)	午前	午後	時	分
利用施設	大ホール(楽屋1・楽屋2・楽屋3・楽屋4・楽屋5)							
	大ホール1階席のみ(楽屋1・楽屋2・楽屋3・楽屋4・楽屋5)							
	小ホール(小ホール楽屋)							
	展示室							
	リハーサル室							
	会議室1・会議室2・会議室3・会議室4							
理由								
処理欄	納入済額	決定額		精算額		備考		
	円	円		円				

蕪崎市文化ホール施設等(損傷・滅失)届

年 月 日 (宛先) 蕪崎市教育委員会 届出者 住所 氏名(団体名) 電話 会場責任者 住所 氏名 電話 下記のとおり施設等を(損傷・滅失)したので届出ます。	
(損 傷 ・ 滅 失) 年 月 日	
(損 傷 ・ 滅 失) 施 設 等 名	
(損 傷 ・ 滅 失) の 状 況	

▼ 施設利用状況

区 分	使用可能日数（日） A				使用日数（日） B				使用率（%） B/A			
	R4	R5	R6	R7	R4	R5	R6	R7	R4	R5	R6	R7
大ホール	257	236	257	243	114	87	78	78	44.4	36.9	30.4	32.1
中ホール （大ホール1階）	257	236	257	243	59	70	56	68	23.0	29.7	21.8	28.0
小ホール	280	261	258	243	121	97	95	101	43.2	37.2	36.8	41.6
展示室	283	277	271	305	139	70	64	64	49.1	25.3	23.6	21.0
会議室 1	297	277	275	305	194	174	142	170	65.3	62.8	51.6	55.7
会議室 2	297	277	275	305	161	149	101	120	54.2	53.8	36.7	39.3
会議室 3	297	277	275	305	164	150	111	116	55.2	54.2	40.4	38.0
会議室 4	297	277	275	305	157	143	118	132	52.9	51.6	42.9	43.3

区 分	使用可能回数（回） C				使用回数（回） D				回転率（%） D/C			
	R4	R5	R6	R7	R4	R5	R6	R7	R4	R5	R6	R7
大ホール	771	708	771	729	243	187	162	184	31.5	26.4	21.0	25.2
中ホール （大ホール1階）	771	708	771	729	131	147	88	120	17.0	20.8	11.4	16.5
小ホール	840	783	774	729	223	187	184	214	26.5	23.9	23.8	29.4
展示室	849	831	813	915	287	179	166	164	33.8	21.5	20.4	17.9
会議室 1	891	831	825	915	362	310	244	276	40.6	37.3	29.6	30.2
会議室 2	891	831	825	915	264	244	145	184	29.6	29.4	17.6	20.1
会議室 3	891	831	825	915	281	253	162	176	31.5	30.4	19.6	19.2
会議室 4	891	831	825	915	281	248	184	218	31.5	29.8	22.3	23.8

区 分	入場者数（人）				1人当たりの利用料金収入（円）			
	R4	R5	R6	R7	R4	R5	R6	R7
大ホール	41,000	36,345	32,690	36,675	353	263	253	272
中ホール （大ホール1階）	10,303	17,529	9,453	16,125	266	321	428	320
小ホール	14,444	12,953	11,103	14,129	245	259	302	245
展示室	4,790	3,657	4,532	8,171				
会議室 1	3,290	3,301	2,365	4,401				
会議室 2	2,557	2,723	1,785	3,633				
会議室 3	2,779	2,867	1,846	3,616				
会議室 4	2,774	2,712	1,795	3,826				
合計	81,937	82,087	65,569	90,576	275	255	271	229

▼ 自主企画事業実施状況

○R4

(単位：人)

No	事業名	開催日	会場名	予定 入場者数	実入場 者数	入場者率	内容
1	支援事業 【ホールひとりじめ】	5月20日（金） ～ 5月22日（日）	大/小 ホール	60	137	228.33	舞台上を自由に使っていただくことで、賢沢感を味わっていただく企画。「お試し利用」の側面もあり、貸館利用の促進の一助とします。反響板とフルコンサートピアノを設置した本格的な舞台を短時間、安価な料金設定で提供します。
2	芸術鑑賞事業 【ロビーコンサート】 ■0歳からのロビーコンサート	6月12日（日）	小ホール	150	217	144.67	日常生活に潤いと豊かさをもたらすことを目的に、地域の皆様が気軽に足を運べる無料のロビーコンサートを開催、地域で活躍中の「アンサンブルレジェロ」による演奏。
3	支援事業 市民芸術文化活動団体への支援 ■韮崎市吹奏楽団定期演奏会	6月18日（土）	大ホール	300	254	84.67	市民の芸術文化活動を支援するため、地域で活動する韮崎市吹奏楽団が実施する定期演奏会を支援します。
4	芸術鑑賞事業 【カジュアルコンサートシリーズ】 ■HY HANAEMI TOUR 2022-2023	7月24日（日）	大ホール	500	269	53.80	有名アーティストによる公演を開催し華やかなステージを楽しんでいただくことで、市内外から広く集客を図り、施設の知名度向上およびシティプロモーションにも役立てます。
5	芸術鑑賞事業 【シネマ倶楽部 in 韮崎】 ■「映画ドラえもん のび太の宇宙小戦争」 ■「老後の資金がありません!」	7月31日（日）	大ホール	400	409	102.25	多世代に広く知られる名作や近年のヒット作などの映画を、地元にいながら大スクリーンで楽しめる機会を提供します。
6	芸術鑑賞事業 【ネーミングライツ記念公演】 ■劇団かし座 オズの魔法使い	8月21日（日）	大ホール	600	558	93.00	韮崎市及び東京エレクトロンテクノロジーソリューションズとのパートナーシップ協定締結を記念し、質の高い芸術文化の提供と市民サービスの向上を目的に、企画段階からの協働により、時宜にかなった演目を選定・開催する公演です。
7	その他事業 【ワンモアステップ！ワークショップ】 ■チャレンジ！初めてのマンドリン	9月10日(土) 9月17日(土)	会議室	10	12	120.00	趣味づくりのきっかけとなる様な、気軽に体験できる講座を開催。マンドリンに携わる2名を講師を招き、初心者から始めるマンドリンの体験講座を前・後半2回に分けて開催しました。
8	その他事業 【ワンモアステップ！ワークショップ】 ■スムーズなコミュニケーションスタート～話し方の磨き方～	10月8日(土) 10月15日(土)	会議室	20	29	145.00	趣味づくりのきっかけとなる様な、気軽に体験できる講座を開催。マンドリンに携わる2名を講師を招き、初心者から始めるマンドリンの体験講座を前・後半2回に分けて開催しました。
9	芸術鑑賞事業 【プレミアムコンサートシリーズ】 ■スガ シカオ25周年ツアー大感謝祭	10月21日(金)	大ホール	800	478	59.75	有名アーティストによる話題性の高い公演を開催することで、市内外から広く集客を図り、施設の知名度向上およびシティプロモーションにも役立てます。
10	芸術鑑賞事業 【「韮崎“トラディション”タイム】 ■桂小春団治独演会	11月6日（日）	小ホール	100	154	154.00	落語など日本の伝統芸能を楽しむ公演を開催し、ホールに気軽に足を運んでいただける機会を創出します。
11	その他事業 【アウトリーチ事業】 ■トリオノート（ピアノ、バイオリン、チェロアンサンブル）	11月11日（金）	甘利小 音楽室	62	77	124.19	韮崎市内の小学校を対象に、質の高い演奏と楽器に触れる機会などを提供する。鑑賞機会の少ない、本格的なクラシック音楽の演奏を届けることで豊かな感受性の育成を目指す。
12	芸術鑑賞事業 【おとなの「ごほうび」鑑賞会@展示室】 ■作品展示「フリー駄無（ダム）」	11月16（水） ～20日（日）	展示室	120	280	233.33	展示室利用の新しい試みとして、地元の写真愛好家グループと共同し、地元の自然をテーマにした写真展示とミニコンサートを行い、施設の周知と展示室の利用増を図る。
13	芸術鑑賞事業 【ロビーコンサート】 ■クリスマスロビーコンサート	12月25日（日）	エントランス	70	148	211.43	日常生活に潤いと豊かさをもたらすことを目的に、地域の皆様が気軽に足を運べる無料のロビーコンサートを開催、地域で活躍中の演奏家によるサクソフォンとピアノの演奏。
14	芸術鑑賞事業 【プレミアム芸術鑑賞】 ■白石加代子 百物語	1月9日(月・祝)	大ホール	300	236	78.67	質の高い文化芸術に触れる機会を創出するため、音楽、演劇、ダンスなどさまざまなジャンルの中から選りすぐりの舞台芸術作品を上演し施設存在感を示します。
15	芸術鑑賞事業 【地域ゆかりのアーティスト】 ■やまなしステージアートプロジェクト 山梨やるじゃんすげえ舞台	1月15日（日）	大ホール	700	609	87.00	地域で活動する人材の発掘・育成・紹介を目的として、地域で活動するパフォーマーにより韮崎市にゆかりのあるコンサートを開催します。
16	芸術鑑賞事業 【来て、見て、発見！クラシック】 ■おしゃべり音楽館	1月22日（日）	大ホール	900	590	65.56	本格的なクラシック音楽を堪能できる機会として、旬の演奏家やプロオケによる演奏会など、クラシックファンから初心者まで楽しめるプログラムで開催します。
17	その他事業 【ホール体験ツアー】 ■探検！バックステージツアー	1月28日（土）	大ホール	10	12	120.00	主に小・中学生を対象に劇場の舞台裏体験ツアーを行うことで、普段触れることのない劇場独特の装置について学び、舞台芸術に対する興味・関心を喚起します。
18	その他事業 【みんなでフェスタ2022】 ■海上自衛隊音楽隊・ふれあいコンサート ■ヘンデコトラベル	1月28日（土）	大ホール ほか	500	568	113.60	各世代を対象に家族でふれあう機会を提供し、感動と喜びを感じて頂きます。大ホールでは横須賀海上自衛隊音楽隊・ふれあいコンサートを実施。地元中学・高校吹奏楽部がリハーサル見学、ロビーでは自衛隊の活動紹介、制服試着コーナーなど設置。小ホールでは「音楽ワークショップ」、展示室では幼児向け演劇を実施。
19	芸術鑑賞事業 【子どもの「のびのび」鑑賞会@展示室】 ■演劇：ないしょないしょの、しっぽがぼん	1月28日（土）	展示室	30	35	116.67	展示室利用の新しい試みとして、乳児から小学校低学年を対象に平土間を使ったミニ演劇を鑑賞する機会を提供することで、施設の周知と展示室の利用増を図る。
20	支援事業 市民芸術文化活動への支援 ■藤井町生涯学習推進の集い	2月4日（土） 5日（日）	大ホール 展示室	180	200	111.11	市民の芸術文化活動を支援するため、施設の地元である藤井町が中心になり開催される「藤井町生涯学習推進の集い」の開催を支援します。
21	芸術鑑賞事業 【ロビーコンサート】 ■ロビーコンサート～春へのうつろい～	2月5日（日）	エントランス	70	102	145.71	日常生活に潤いと豊かさをもたらすことを目的に、地域の皆様が気軽に足を運べるようフルートとピアノ演奏によるロビーコンサートを開催。
22	芸術鑑賞事業 【ファミリー劇場】 ■人形劇 「ふしぎ駄菓子屋・銭天堂」	2月11日（土）	大ホール	400	431	107.75	子育て世代が気軽に足を運べる公演を開催し、良質な作品に触れる機会を提供することで情操教育の一助とします。
23	芸術鑑賞事業 【「韮崎”バラエティ”タイム】 ■木山裕策の昭和歌謡コンサート	2月18日（土）	大ホール	320	560	175.00	人気アーティストによる質の高い公演を開催し、気軽に足を運んでいただくことで、施設存在感を示します。
24	その他事業 【広報事業】	年4回	—	—	—		季刊紙の発行 夏号5月 秋号8月 冬号11月 春号2月 発行
25	その他事業 SNSによる情報発信 ■YouTubeチャンネル開設・配信	通年	—	—	—		にらぶんチャンネル開設、各種情報の配信
合 計				6,602	6,365	96.41	

No	事業名	開催日	会場名	予定 入場者数	実入場 者数	入場者率	内容
1	芸術鑑賞事業 【「葦崎」トラディションタイム】 ■寄席葦崎亭 三遊亭好楽・桂宮治落語会	4月15日（土）	大ホール	580	593	102.24	テレビ番組「笑点」でお馴染みの落語家・三遊亭好楽と桂宮治による二人会。
2	芸術鑑賞事業 【ロビーコンサート】 ■0歳からのクラリネットコンサート	5月7日（日）	エントランス	70	124	177.14	全3回からなるロビーを活用したミニコンサートの1回目 人気の0歳からシリーズ。ディズニー映画のテーマ曲を手作りの挿絵を使いながらつな げていく展開とした。
3	支援事業 【ホールひとりじめ】	5月19日（金） ～23日（火）	大・小 ホール	60	96	160.00	反響板とフルコンサートピアノを設置した本格的な舞台を自由に使っていただくこと で、贅沢感を味わっていただく企画。貸館利用促進の一助にも。
4	芸術鑑賞事業 【プレミアム芸術館】 ■鼓童ワン・アース・ツアー2023	5月28日（日）	大ホール	260	354	136.15	葦崎では2008年秋の公演以来、15年ぶりとなる太鼓集団「鼓童」による公演。
5	芸術鑑賞事業 【来て、見て、発見！クラシック】 ■HIMARI×吉田恭子 Duoコンサート	6月11日（日）	大ホール	230	221	96.09	クラシック業界では名高い11歳の天才ヴァイオリニストと日本のトップヴァイオリニ ストによるデュオコンサート。
6	支援事業 【市民芸術文化活動への支援①】 ■葦崎市吹奏楽団定期演奏会	6月18日（日）	大ホール	300	293	97.67	市民の芸術文化活動を支援することを目的とした、葦崎市吹奏楽団による定期演奏会。
7	芸術鑑賞事業 【カジュアルコンサートシリーズ】 ■森山直太郎20thアニバーサリー ツアー 素晴らしい世界	7月22日（土）	大ホール	944	947	100.32	デビュー20周年を迎える森山直太郎の、20thアニバーサリーツアー「素晴らしい世界」 の弾き語りバージョン。
8	芸術鑑賞事業 【シネマ倶楽部 in 葦崎】 ■映画 ざんねんな生き物事典 ■お終活 熟春！人生、百年時代の過ごし方	7月30日（日）	大ホール	420	358	85.24	多世代に知られる名作や近年の話題作の映画を、市民に身近なところで、また安価で大 型スクリーンを楽しんでいただくことを目的とした大ホールでの映画会。
9	芸術鑑賞事業 【ネーミングライツ記念公演】 ■ミステリーミュージカル「海底2万マ イル」	8月20日（日）	大ホール	984	750	76.22	葦崎市及び東京エレクトロンテクノロジーソリューションズ様とのパートナーシップ協定 締結を記念して実施する、劇団ボプラによるミュージカル。プロジェクションマッピング で背景に海中や潜水艦内を描写するなど工夫を凝らした演出を取り入れた舞台。
10	芸術鑑賞事業 【地域ゆかりのアーティスト】 ■小林一三生誕150周年記念 太田市・葦崎市交流演奏会	8月27日（日）	大ホール	996	650	65.26	群馬県太田市にある「おおた芸術学校」と葦崎市内の高校との交流演奏会。今回は和太 鼓、吹奏楽、合唱、オーケストラの順に発表し、各舞台転換中を生徒へのインタビュ ータイムとした。終演後、会議室で生徒の交流会が行われ、各校代表が感想交換、互いを 労うなど相互理解を深めた。
11	その他事業 【ワンモアステップ！ワークショップ 】 ■チャレンジ「初めてのオカリナ」	9月16日（土） 9月23日（土）	会議室 展示室	20	11	55.00	趣味づくりのきっかけとなる様な、気軽に体験できる講座を開催。フルート＆オカリナ 奏者を講師に招き、初心者から始めるオカリナの体験講座を前・後半2回に分けて開 催。
12	その他事業 【みんなでフェスタ2023】 ■フルサト超感謝祭	10月15日（日）	全館	1000	600	60.00	ホール内外を利用し、ファミリーを対象としたバラエティに富んだフェスティバルイベ ント。 大ホール：お笑いライブ＆市長のど自慢うた自慢 小ホール：ご当地ゆるきやら大集合 展示室：芸人による面白英会話WS 屋外：キッチンカー、出張道の駅、廃油石鹸づくりWSなど
13	その他事業 【ホール体験ツアー】 ■探検！バックステージツアー	10月15日（日）	全館	15	15	100.00	劇場の舞台裏を紹介し舞台芸術がどのように創られるかを学ぶ体験ツアー。普段触れる ことのない劇場独特の装置について学び体験することで、施設への興味関心を喚起する ことを目的とします。
14	その他事業 【アウトリーチ事業】 ■トリオノート	11月14日（火）	その他	60	60	100.00	前年に引き続き、本格的なクラシック技術を有するユニット「トリオノート」による、 市内小学校（北東小学校）に向いての出張ワークショップ＆公演。バイオリン、チェ ロ、ピアノの面白さの紹介や合奏、演奏体験、子ども目線に立った楽しいトークなど飽 きさせない構成で実施。
15	芸術鑑賞事業 【こどもの「のびのび」鑑賞会@展示 室】 ■小劇場「いつかのどこかで・秋」	11月18日（土）	展示室	50	52	104.00	展示室ならではの「平土間」を活用し、小さなお子様のがのびのびと鑑賞できる言葉を使 わないノンバーバル劇を劇団「森の劇場」により開催。
16	その他事業 【ワンモアステップ！ワークショップ 】 ■アンガーマネジメント講座	11月19日（日） 11月26日（日）	会議室	30	34	113.33	洗練された機能や専門知識を学ぶことで自分磨きにつながる講座として、アンガーマネ ジメント協会認定講師による講座を開催。
17	芸術鑑賞事業 【プレミアムコンサートシリーズ】 ■小林一三 生誕150周年記念公演 「清く正しく美しく」	12月3日（日）	大ホール	750	625	83.33	元宝塚歌劇団トップスター、娘役による華やかなステージ。小林一三氏の幼少期の写真 や生い立ちの紹介やミュージカルの主題歌、宝塚オリジナル曲、シャンソンのメロデー など、宝塚ファン垂涎の往年の楽曲に華やかなパフォーマンスと楽しいトークが記念公 演に彩を添えた。
18	芸術鑑賞事業 【ロビーコンサート】 ■明野少年少女合唱団 クリスマスコンサート	12月24日（日）	エントランス	70	105	150.00	全3回からなるロビーを活用したミニコンサートの2回目 地域で有名な子ども合唱団がシンセサイザーのバリエーション豊かな音の伴奏で本場ヨーロッ パのクリスマスで歌われる曲を中心に披露した。
19	芸術鑑賞事業 【ファミリー劇場】 ■ウルトラ6兄弟 THE LIVE	1月13日（土）	大ホール	845	982	116.21	不動の人気キャラクター「ウルトラマン」による、名作エピソードをオマージュした迫 力あるアクションと感動のストーリーからなるLIVE。物販コーナー、ヒーローと写真が 取れるフォトコーナー、無料フォトスポット、チラシ裏面のめりえ展示コーナーなど楽 しい内容を数多く盛り込んだ。
20	芸術鑑賞事業 【おとなの「ごほうび」鑑賞会@展示 室】 ■0から始めるおとなの体験型朗読会	2月18日（土）	展示室	20	30	150.00	展示室ならではの「平土間」を活用した、俳優・声優・ナレーター業で活躍中の板倉光 隆さんによる、大人のための朗読会。鑑賞だけでなく、参加者が椅子の掛け方、姿勢の 取り方など「朗読のコツ」のアドバイスの後、順番に「銀河鉄道の夜」を読み合わせる 体験もしていただいた。
21	支援事業 【市民芸術文化活動への支援②】 ■藤井町生涯学習推進の集い	2月24日（土） 25日（日）	大ホール 展示室	200	350	175.00	年に一度、開催しているホールの地元・藤井町による町の文化祭。発表部門・展示部門 からなり、No.22のロビーコンサートも同日開催して盛り上げた。
22	芸術鑑賞事業 【ロビーコンサート】 ■ブルグラス&カントリーミュージッ ク	2月25日（日）	エントランス	70	105	150.00	全3回からなるロビーを活用したミニコンサートの1回目 ブルグラス&カントリーをテーマに、マンドリンとギターの合奏で春にふさわしいさ わやかな音楽を披露した。
23	芸術鑑賞事業 【「葦崎」バラエティタイム】 ■舞台「大誘拐」	3月3日（日）	大ホール	650	902	138.77	1978年に天藤真が発表した破格づくめの斬新な展開が爽快な抱復絶倒の推理小説をもと にした最新の舞台作。メイン配役以外の登場人物も含めて実力俳優4人のみによる上 演。
24	その他事業 【広報事業】	年4回	—	—	—	—	季刊紙の発行 夏号5月 秋号8月 冬号11月 春号2月 発行
25	その他事業 SNSによる情報発信 ■YouTubeチャンネル開設・配信	通年	—	—	—	—	にらぶんチャンネル開設、各種情報の配信
合 計				8,624	8,257	95.74	

No	事業名	開催日	会場名	予定 入場者数	実入場 者数	入場者率	内容
1	芸術鑑賞事業 【プレミアム芸術鑑賞】 ■ 荏苒市制施行70周年記念 劇団四季ファミリーミュージカル 「カンパの大冒険」	4月21日(日)	大ホール	780	738	94.62	日本にミュージカルを定着させたさきがけの団体、劇団四季によるファミリー向けミュージカル。仲間を信じ、力を合わせて壁を乗り越えるすばらしさをテーマにした冒険の物語。
2	芸術鑑賞事業 【荏苒”トラディション”タイム】 ■ 銀シャリ産地直送漫才 ～47都道府県巡り～【山梨公演】	4月28日(日)	小ホール	66	239	362.12	M-1グランプリ優勝、テレビ番組などでも人気の漫才師「銀シャリ」の全国ツアーの山梨公演。
3	支援事業 ■ 【ホールひとりじめ】	5月3日(金) ～6日(月・祝)	大・小 ホール	110	145	131.82	反響板とフルコンサートピアノを設置した本格的な舞台を短時間、安価な料金設定で提供する企画。「お試し利用」の側面もあり、貸館利用の促進の一助として実施。
4	芸術鑑賞事業 【カジュアルコンサートシリーズ】 ■ 山梨放送開局70周年記念 森高千里2024「今度はモアベターよ！」	5月19日(日)	大ホール	960	880	91.67	シンガーソングライターとして数々のヒット曲を世に送り出し、現在も活躍中の森高千里によるコンサート
5	芸術鑑賞事業 【荏苒”バリエティ”タイム】 ■ NHKのど自慢	6月2日(日)	大ホール	888	632	71.17	ゲストは森口博子・藤巻亮太。放送終了後の観覧者向けアトラクションでは、チャンピオンとゲストが歌唱とトークで会場を盛り上げ終演。(6月1日(土)の予選会の入場者数は1,030人)
6	芸術鑑賞事業 【シネマ倶楽部 in 荏苒】 ■ ①ドラえもん のび太の地球交響曲 ②こんにちは、母さん	7月28日(日)	大ホール	500	508	101.60	午前の部：ドラえもん のび太の地球交響曲 249人 午後の部：こんにちは、母さん 259人 山梨県「芸術活性化事業のスタンダラリー」対象公演
7	その他事業 【みんなでフェスタ2024】 ■ みんなでひんやり！楽しむ&学ぼう！	8月4日(日)	全館	—	1,236		くみんでひんやり！楽しむ&学ぼう！>をテーマに、地域の個人・団体協力の下、暑い夏をクールシェアしながら楽しく過ごせるイベント。
8	芸術鑑賞事業 【地域ゆかりのアーティスト】 ■ 山梨県警察音楽隊 「ふれあいコンサート」in 荏苒	8月10日(土)	大ホール	996	698	70.08	山梨県警察本部内の音楽隊とカラーガード隊による「ふれあいコンサート」。地元市民に気軽に演奏を楽しんでいただくと同時に、振り込め詐欺防止や交通安全指導など啓発。
9	その他事業 【荏苒市制施行70周年記念】 ■ 原 晋氏 講演会	8月11日(日)	大ホール	996	615	61.75	市から業務委託を受け、追加の自主事業として実施。青山学院大学 駅伝部監督の原 晋氏による「箱根駅伝から学ぶコミュニケーション術」をテーマとした講演会。
10	芸術鑑賞事業 【ネーミングライツ記念公演】 ■ デジタルテクノロジー入門体験イベント ・ ニラ・テク・ラボ	9月8日(日)	全館	550	800	145.45	荏苒市及び東京エレクトロンテクノロジーソリューションズとのパートナーシップ協定締結を記念し、質の高い芸術文化の提供と市民サービスの向上を目的として開催する公演を実施。
11	芸術鑑賞事業 【こどもの「のびのび」鑑賞会@展示室】 ■ ソノヒカガリ美術館	10月20日(日)	展示室	30	47	156.67	展示室ならではの「平土間」を活用したイベントを開催。朗読会、演劇などの身体芸術だけでなく企画展示会なども候補に入れて企画。今年度は、劇団風の子による「ソノヒカガリ美術館」を開催。
12	芸術鑑賞事業 【プレミアムコンサートシリーズ】 ■ 荏苒市制施行70周年記念 アラウンド40メモリーコンサート	11月4日(月・祝)	大ホール	780	911	116.79	荏苒市制施行70周年を記念した「宝くじ文化公演」として、デビュー40周年近くの実力派歌手4名(幸島美登里、中西保志、沢田知可子、中西圭三)によるリサイタルを開催。
13	芸術鑑賞事業 【おとなの「ごほうび」鑑賞会@展示室】 ■ 0から始める体験型朗読会vol.2	11月10日(日)	展示室	25	10	40.00	今年度は、俳優・声優・ナレーター業で活躍中の板倉光隆氏を講師に迎えた朗読会を昨年度の高評を受けて第2弾として開催。
14	その他事業 ■ 【アウトリーチ事業】 トリオノート	11月22日(金)	荏苒小学校	61	39	63.93	身近に一流アーティストと交流する機会を提供することで、文化芸術への関心を高めることを目的に開催。今年度は、荏苒小学校で開催し、児童39名他視察・教職員など、計56名が鑑賞。
15	芸術鑑賞事業 【来て、見て、発見！クラシック】 ■ 小林侑奈 記念ピアノリサイタル	11月24日(日)	大ホール	700	370	52.86	地元にいながら本格的なクラシック音楽を堪能できる機会として、国内外を問わずクラシック演奏家による演奏会を実施。今回は、山梨市出身のピアニスト 小林侑奈さんのリサイタルを開催。
16	その他事業 【ホール体験ツアー】 ■ 探検！バックステージツアー	11月24日(日)	大ホール	20	17	85.00	劇場の舞台裏を紹介・体験していただき、舞台芸術がどのように創られるかを学ぶ体験ツアーを行うことで、施設への興味関心を喚起することを目的として開催。
17	その他事業 【ワンモアステップ！ワークショップ】 ■ ①健康けん玉 ②レセプションニスト講座 ③コミュニケーション講座	11月16・17日 12月15日(日) 2月24日(月・祝)	諸室	40 20 20	65 21 18	162.5 105 90	洗練された技能や専門知識を学ぶことで自分磨きにつながる研修的な講座及び自己表現力向上など、初心者も気軽に挑戦できるワークショップ
18	芸術鑑賞事業 【ロビーコンサート】 ■ ①ミニオペラ ②クリスマスロビーコンサート ③春のロビーコンサート	6月9日(日) 12月22日(日) 3月2日(日)	エントランス	70 70 70	70 85 120	100 121.42 171.42	地域で活躍する演奏家による無料コンサート ①カルメンオムニバス～「オペラ スティーカーナ」 ②ピアノ・ボカルとウッドベースのデュオ～「CANDY」 ③クラリネットとアロマの共演
19	支援事業 市民芸術文化活動への支援① ■ 荏苒市文化協会大正琴	2月23日(日)	小ホール	80	210	262.50	地域で活動続ける荏苒市文化協会大正琴の開催を支援。
20	その他事業 ■ 広報事業	年4回	—				会館独自の情報発信ツールとして、オリジナル情報紙を発行。 夏号5/24発行 秋号8/26発行 冬号11/26発行 春号2/26発行
21	支援事業 市民芸術文化活動への支援② ■ 藤井町生涯学習推進の集い	3月2日(日)	全館	200	303	151.50	施設の地元の藤井町によって開催される「藤井町生涯学習推進の集い」の開催を支援。
22	芸術鑑賞事業 【ファミリー劇場】 ■ 荏苒市制施行70周年記念 “MOS”ライブ！～百折不撓～	3月9日(日)	大ホール	642	719	111.99	世界中に管楽器の魅力を伝えるアーティストとして、ブラスサイケデリックを体現する4人組管楽器ガールズグループ <MOS (モス)> を招いたライブを開催。
23	その他事業 SNSによる情報発信 ■ 公式LINEでの情報発信	通年	—				会館オリジナルのYoutubeチャンネルなどにより、施設の情報や公演・イベントに関する様々な映像を配信。
合 計				7,742	8,398	108.47	

No	事業名	公演名	開催日	会場名	予定 入場者数	実入場 者数	入場者率	内 容
1	芸術鑑賞事業	【カジュアルコンサートシリーズ】 ■HY 25th Anniversary BEST!! Kary TOUR 2024-2025	4月20日（日）	大ホール	956	859	89.85	HYのデビュー25周年記念ツアーを荏崎で開催。「366日」がドラマ化され、HY人氣に新たな注目が集まった2024年。その勢いでデビュー25周年に突入。荏崎では2022年以來の公演。
2	支援事業	■【ホールひとりじめ】 開館30周年記念 大ホールひとりじめ&2台ピアノ ひきくらべ	5月3日(土)～ 5月6日(火・祝)	大・小 ホール エントラ ンス	64	98	153.13	開館30周年記念企画として、①大ホールで2台のピアノ（STEINWAY/YAMAHA）を弾き比べ、②エントランスのアップライトピアノを「誰でもピアノ」として開放し、二つの特典を用意。長野県からの参加者もあり、好評のうちに終了。
3	支援事業	市民芸術文化活動への支援① ■荏崎市吹奏楽団定期演奏会	6月8日（日）	大ホール	996	345	34.64	荏崎市文化協会所属団体への支援事業として、施設料・付属料を免除。開場時にはウェルカムコンサートを実施し、開演前から賑わいを見せた。誰もが知っている国民的アニメの曲や今流行している曲などを、出演者の衣装やスクリーンに映し出された映像、サイリウムなどで演出し、会場を盛り上げた。
4	芸術鑑賞事業	【プレミアム芸術館】 ■開館30周年記念 Gre4N BOYZ イマーシブライブ シアター2025“The XY” ～明日、今日よりも～	7月12日（土）	大ホール	960	885	92.19	シアターライブということで、シアターに映し出される映像や音声がとてもきれいで、ご当地ネタを入れ込んだりと、本人たちがその場にいるかのような演出で、目新しさや満足感を感じることができたステージであり、好評のうちに終了。
5	芸術鑑賞事業	【シネマ倶楽部 in 荏崎】 ■「はたらく細胞」 「九十歳。何がめでたい」	7月27日（日）	大ホール	300 300	228 300	76 100	毎年、市民に優れた映画鑑賞の機会を提供することを目的に、人氣の洋画、邦画、アニメ等、誰でも楽しめる作品を上映。今年度は午前9時の部では「はたらく細胞」を、午後2時の部では「九十歳。何がめでたい」を上映。
6	芸術鑑賞事業	【ネーミングライツ記念公演】 ■伊沢拓司講演会	8月11日（月・祝）	大ホール	996	650	65.26	ミュージカル等の芸術鑑賞が恒例化していたが、今年度はネーミングライツ企業の要望に応え、大人の学びになる講演会を開催。講師は、伊沢拓司さんを迎え、「『楽しい』から始まる学び」を公演していただいた。
7	その他事業	【みんなでフェスタ2025】 ■体験マルシェ	9月21日（日）	全館	1,500	480	32.00	ホールに気軽に立ち寄り楽しんでもらえるよう、1日を通して全館で複数の参加型イベント（ポッチャで遊ぼう、健康けん玉体験会、バックステージツアー、ヴァンフォーレ甲府選手トークショー、みんなで歌おう！童謡コンサート、初めての楽器体験会、自衛隊防犯教室等）を開催。屋外にはキッチンカーも出店。
8	その他事業	【ホール体験ツアー】 ■探検！バックステージツアー	9月21日（日）	大ホール	20	10	50.00	当館へ親しみを持っていただき、今後の利用促進にも繋げていくことを目的に実施。今年度は小学生とその保護者をメインの対象として実施。
9	追加事業	■落語三銃士ー白鳥・彦いち・白酒ー	9月27日（土）	小ホール	296	105	35.47	落語三銃師初めての荏崎公演。山梨の文化を交えた3人のフリートークから始まり、それぞれの特色ある落語を順次披露。しぐさや声も、とても聴きやすく、会場は笑いに包まれた。
10	芸術鑑賞事業	【来て、見て、発見！クラシック】 ■開館30周年記念公演 廣津留すみれ トーク&リサイタル	9月28日（日）	大ホール	996	545	54.72	ヴァイオリニストであり、朝の情報番組を始め、メディア出演・著書も多数出版するマルチな活躍をみせる廣津留すみれさんによる、トークを交えたヴァイオリンコンサートを開館30周年記念公演として開催。クラシックコンサートに足を運んだことのない市民にも、音楽の魅力を伝えらえるコンサートとなった。
11	芸術鑑賞事業	【ファミリー劇場】 ■おかあさんといっしょ 「ファンターネ！とあ・そ・ぼ」	10月19日（日）	大ホール	978 978	888 865	90.79 88.44	本作は未就学児童向け公演として現状最も人氣の高い良質な作品であり、本バージョンはキャラクター3体の出演シーンも多く、子供たちは終始、歌ったり、身体を動かしたり、飽きる瞬間のない人気公演であった。お母さん世代にも人氣の小林よしひさお兄さんも出演。
12	芸術鑑賞事業	【荏崎”バラエティ”タイム】 ■大阪桐蔭高等学校吹奏楽部コンサート in 荏崎	11月1日（土）	大ホール	896	875	97.66	監督が、会場の盛り上がり、舞台の広さ、音響の良さ、周囲の山岳景観等が気に入ったことと、舞台上から来年の再来公演を約束するマイパフォーマンがあるほど盛り上がった。後日に来館した市長が監督に礼状を送る際に、要望をさせていただいたこともあり、来年度の公演が決定。
13	追加事業	■荏崎市生涯学習フェスタ'25 協賛 ～であって、まざって、つくろう～ 演劇創作プチ体験ワークショップ	9月27日～ 11月9日（日）	小ホール	300	120	40.00	市からの「生涯学習の裾野を広げていきたい」との意向を受け、市主催の生涯学習イベントの協賛事業として、子供向け体験型ワークショップを実施。「森の劇場」の協力を得て、創作演劇の出演者、スタッフ両方を募集。参加者7名が練習を重ね、最終的には荏崎市生涯学習フェスタの中で発表を行った。
14	芸術鑑賞事業	【地域ゆかりのアーティスト】 ■開館30周年記念「ワンコインで楽しめる！地域ゆかりのコンサート」 神部冬馬、青木陽香、カルチェス、フルマリ	11月16日（日）	小ホール	300	199	66.33	初開催のワンコインコンサート。「来場者が気軽に音楽に触れる機会にしたい」と地域ゆかりの演者に依頼。クラシック音楽に加え、ポップスや童謡など親しみやすい音楽で構成。当日は、入場料の安価さもあり、子どもたちや障がい者などの姿も多数見られ、「気軽に来場いただけるコンサート」という目的を達成できた。
15	その他事業	■【アウトリーチ事業】	11月25日（火）	その他	60	48	80.00	身近でアーティストと交流する機会を提供することで、文化芸術への関心を高めることを目的に、プロのアーティスト（バイオリン、チェロ、ピアノのユニット「トリオノート」）による出張ワークショップ&公演を、市内の小学校を対象に年1回実施。今年度は北西小学校で実施。
16	芸術鑑賞事業	【プレミアムコンサートシリーズ】 ■開館30周年記念公演 東京スカパラダイスオーケストラ	1月8日（木）	大ホール	960	925	96.35	演奏だけでなく、スカパラの皆さんの地元ネタ満載のコミカルなトーク（「新年早々のステージ！こんなに盛り上がり、荏崎最高！このホールには12年前にも来たけど、来年もまた来るよ！」など、「荏崎最高！」を20回以上連呼）でも会場を盛り上げた。今回の公演の様子は、市の広報紙2月号の裏表紙を飾った。
17	支援事業	市民芸術文化活動への支援② ■藤井町生涯学習推進の集い	2月22日（日）	エントラ ンス・美 術展示 室・大 ホールホ ワイエ	200	317	158.50	市民の芸術文化活動を支援するため、施設を開放してイベントの開催に協力。施設の地元藤井町で開催される「藤井町生涯学習推進の集い」の開催を支援。今回はロビーでパンの販売を試行（地元の藤井町のパン屋に販売を依頼）したところ、1時間程度で売り切れるほど好評だった。
18	芸術鑑賞事業	【ロビーコンサート】 ■①アンダルシアギターアンサンブル ②sound weeks_D（極小編成吹奏楽）によるクリスマスコンサート ③牛山孝介（ヴァイオリン）・堀内陽子（ピアノ）による、こころに ホットコンサート	①7月5日（土） ②12月21日（日） ③2月22日（日）	エントランス	100 100 100	120 120 260	120 120 260	日常生活に潤いと豊かさをもたらすことを目的に、地域の皆様が気軽に足を運べる無料のロビーコンサートを年3回開催。出演者は地域で活躍する演奏家を中心に選定。今回は毎回立ち見客も出るほど好評であった。

19	芸術鑑賞事業	【韮崎”トラディション”タイム】 ■M-1グランプリ2025 スペシャル ツアー	3月29日（日）	大ホール	996 996	391 254	39.25 25.50	毎年年末恒例のM-1グランプリ出場者による全国ツアーの山梨公演を開催。M-1グランプリ2025で準決勝、決勝に進出した漫才師9組が来館し、大爆笑のステージを繰り広げた。
20	その他事業	■広報事業	年4回	—	—	—		会館独自の情報発信ツールとして、オリジナル情報紙を年4回（夏号5/31、秋号8/31、冬号11/30、春号2/28）発行。各事業の広報に役立てるとともに、会館のブランドイメージを高めた。
21	その他事業	■SNSによる情報発信	通年	—	—	—		SNSを活用した情報発信を行うことにより認知度向上及び情報発信サービスの充実を図っている。R8.4.10現在の登録者数 LINE：175名、X：545名、Facebook：152名、Instagram：628名、YouTube：登録者11名／総再生回数543回
合 計					17,242	14,859	86.18	

▼ 東京エレクトロン荏崎文化ホール 令和7年度年間利用一覧

2026年6月作成

月	大ホール	小ホール	美術展示室・【リハーサル室】	会議室
4月	スタジオビープル ダンス発表会(2日間)			フラワーサークルイエローリボン(3日間)
	荏崎高校吹奏楽部練習(3日間)	荏崎市食生活改善推進員会	京MONOしむら展示販売会(6日間)	山梨県古書籍商組合月例交換会
	株式会社ミラプロ 新年度全体会(2日間)	シニアカレッジ開講式	買取大吉の買取大吉フェア(3日間)	山梨県舞踊連合会講習会(2日間)
	ライフカレッジ開講式	Piano Concert 2025	【リハーサル室】 Canon Music Festival	農業技能実習評価試験
	梨北農協第32回通常総代会	ピアノ発表会スマイルコンサート		荏崎市食生活改善推進員会
	Canon Music Festival			梨北農協第32回通常総代会
	療養センターなないろ はじまりの会			北巨摩医師会役員会
				千祥流名取昇格審査会
				ウィッグユキ展示会
5月	荏崎高校吹奏楽部リハーサル	第75次春季教育研究山梨県集会リハーサル(2日間)		
	時局講演会			フラワーサークルイエローリボン(5日間)
	荏崎高校吹奏楽部第55回定期演奏会(2日間)	きいてけしコンサート		山梨県古書籍商組合月例交換会
	警察本部要人警護訓練	荏崎市地区長連合会		荏崎高校吹奏楽部第55回定期演奏会(2日間)
	ライフカレッジ	白百合幼稚園父母の会総会並びに園児合唱発表		ライフカレッジクラブ活動
		療養センターなないろ音楽鑑賞会		県政・市政報告会
		ピアノ練習		山梨県舞踊連合会講習会(2日間)
				農業技能実習評価試験
				第43回北巨摩退職者感謝・激励集会
6月	tuttiY 第4期本公演 オペラ「カルメン」(美術展示室・【リハーサル室】)			
	tuttiY 第4期本公演 オペラ「カルメン」(美術展示室・【リハーサル室】)			スーパーゴールド 金貨・貴金属・ブランド品等の無料鑑定会(2日間)
	tuttiY 第4期本公演 オペラ「カルメン」準備(【リハーサル室】)			介護福祉士養成実務者研修(2日間)
	tuttiY 第4期本公演 オペラ「カルメン」準備	決起集会	tuttiY 第4期本公演 オペラ「カルメン」準備	山梨県古書籍商組合月例交換会
	武田の里吹奏楽フェスティバル(【リハーサル室】)			
	荏崎高校学園祭(3日間)	小林美和ピアノ教室第36回ピアノ発表会	荏崎高校学園祭(美術展示室・【リハーサル室】)(3日間)	
	武田の里吹奏楽フェスティバル準備	竜王年金事務所社会保険制度説明会	【リハーサル室】ピアノ練習	武田の里吹奏楽フェスティバル準備
	ライフカレッジ	ムジカドルチェ ピアノリハーサル(2日間)		農業技能実習評価試験
	荏崎東中学校吹奏楽部練習	内藤楽器ビティナ・ピアノコンペティション		内藤楽器ビティナ・ピアノコンペティション
	甲斐市敷島吹奏楽団練習			山梨県舞踊連合会講習会(2日間)
	JARIはく アンパンマン交通安全キャラバン			JARIはく アンパンマン交通安全キャラバン
	荏崎市吹奏楽団 第38回定期演奏会(2日間)			フラワーサークルイエローリボン(4日間)
				ライフカレッジクラブ活動
7月	荏崎市総合健診(5日間)	コーラス練習	【リハーサル室】ダンスの練習	荏崎市総合健診(5日間)
	荏崎市総合健診・乳がん検診(2日間)	リトルコンサート		荏崎市総合健診・乳がん検診(2日間)
	甲府城南中学校吹奏楽部練習	小さな音楽家によるコンサート2025		甲府労働基準監督署労働保険年度更新申告書受理会
	第62回カワイ音楽教室発表会(2日間)	久保田晃子ピアノ教室 The Delightful Concert 13th		フラワーサークルイエローリボン(3日間)
	ライフカレッジ	ピアノ・エレクトーンリトルコンサート		山梨県舞踊連合会講習会(2日間)
	Sawako Dance&Ballet Studio発表会	シニアカレッジ		山梨県古書籍商組合月例交換会
		安全運転管理者等講習会		介護福祉士養成実務者研修(2日間)
		荏崎市自主防災組織連絡協議会総会		ライフカレッジクラブ活動
		全国47都道府県ひとりコンサート 昭和電機★UMEツアー-2025		ひとことほとと 住田昌治先生公演会
				久保田晃子ピアノ教室 The Delightful Concert 13th

月	大ホール	小ホール	美術展示室・【リハーサル室】	会議室
8月	NHK全国学校音楽コンクール(3日間)		東洋羽毛特別ご招待会(2日間)	NHK全国学校音楽コンクール(3日間)
	北下條区避難訓練			韮崎市総合健診(2日間)
	韮崎市総合健診(2日間)	きいてけしコンサートVol.55	山梨県PTA協議会 西川悟平トーク&ピアノコンサート	
	山梨県PTA協議会 西川悟平トーク&ピアノコンサート	五味音楽教室 第23回おとの子発表会		甲府労働基準協会健康診断
	韮崎工業高校太鼓部練習(2日間)	韮崎市教育研究会講演会		山梨県舞踊連合会講習会(3日間)
	第75次中巨摩夏季教育研究会	シニアカレッジ		フラワーサークルイエローリボン(3日間)
	ライフカレッジ	decoboko no kai みんなの学校上映会		ライフカレッジ
	武田の里音楽祭合唱練習	小沢音楽教室発表会		中巨摩教育協議会教科別研究会 体育(表現)部会
	北杜高校ギター部定期演奏会	韮崎市乳がん検診		ライフカレッジクラブ活動
		親子できたい、おはなしとピアノ「託された手記」		農業技能実習評価試験
				介護福祉士養成実務者研修(3日間)
				decoboko no kai みんなの学校上映会
				ライフカレッジ 健康マーシャングラブ
				みんなの送別会〜清里&小淵沢
9月	伊奈学園吹奏楽練習(3日間)	武田の里音楽祭合唱練習	【リハーサル室】へうたうたう〜コンサートリハーサル	フラワーサークル エローリボン(3日間)
	2025-2026シーズン ノジマリーグ(3日間)	認定鳥獣捕獲等講習会・狩猟者指導員研修会	京MONOしむら	山梨県舞踊連合会講習会(3日間)
	ライフカレッジ	内藤楽器 YAMAHA MUSIC SCHOOL ソロコンサート(2日間)		山梨県行政書士会無料相談会
	ソノリテ甲府吹奏楽団練習	中期経営計画発表会リハーサル		幼児向け英語教材の商品説明
	へうたうたう〜コンサートリハーサル			健康マージャン交流会
				山梨県古書籍商組合月例交換会
				農業技能実習評価試験
				2025-2026シーズン ノジマリーグ(2日間)
				ライフカレッジクラブ活動
				山梨えるみん認定制度セミナー
				武田の里音楽祭合唱練習
				10/11セミナーの機器リハーサル
10月	令和8年度就学時健診(2日間)			
	韮崎市総合健診(7日間)	武田の里音楽祭合唱練習(2日間)	【リハーサル室】アニメ「MONO」イベント(2日間)	韮崎市総合健診(7日間)
	韮崎市乳がん検診(2日間)	きいてけしコンサートVol.56	京MONOしむら(5日間)	韮崎市乳がん検診
	アニメ「MONO」イベント(2日間)	内藤楽器 YAMAHA MUSIC SCHOOL ソロコンサート(2日間)	【リハーサル室】ピアノ練習	ほれわん東海 切手・古銭の無料買取相談会
	武田の里音楽祭合唱練習	緑の相談所 ボール・スミザー氏講演会		山梨県舞踊連合会講習会(2日間)
	韮崎高校吹奏楽部練習(2日間)	厚見直子音楽教室 ピアノ発表会		フラワーサークル エローリボン(4日間)
	ライフカレッジ	シニアカレッジ		北巨摩医師会理事会
	うたうたう合同コンサート	第62次義務教育振興北巨摩集会		山梨県古書籍商組合月例交換会
	韮崎高校芸術鑑賞会	やさしいライオンコンサート&上映会		空き家等対策セミナー
	韮崎工業高校太鼓部練習			ライフカレッジ
				ライフカレッジクラブ活動
				農業技能実習評価試験
				アザリア記念会 花園農村の碑碑前祭
11月	韮崎市生涯学習フェスタ(4日間) (美術展示室・【リハーサル室】)			
	第68回山梨県更生保護大会		第46回山梨県高等学校芸術文化祭 郷土芸能部門発表会 (【リハーサル室】)	
	第46回山梨県高等学校芸術文化祭 郷土芸能部門発表会	第18回音楽を楽しむ会	日本ALS協会山梨県支部 写真展・ドキュメンタリー上映(2日間)	第68回山梨県更生保護大会
	フューチャリズムLiTE vol.2	八巻由里子ヴァイオリン教室第5回発表会	フリー駄無写真展示会(6日間)	フューチャリズムLiTE vol.2
	令和7年度韮崎西中・東中合唱祭	韮崎北杜青年会議所55周年記念式典		韮崎市総合健診
	第68回山梨県更生保護大会準備	山梨県農業共済組合事業別説明会		八巻由里子ヴァイオリン教室第5回発表会
	韮崎市総合健診	飯田久美音楽教室〜Autumn Concert〜		山梨県舞踊連合会講習会(2日間)
	韮崎市消防団研修会	第25回登美の丘ピアノ教室発表会		北巨摩医師会役員会
	ライフカレッジ	ピアノ発表会		フラワーサークル エローリボン(3日間)
	DANCE STUDIO SeeD リハーサル	令和7年度富士川消防事務所 工事安全協議会組合及び工事安全協行研究発表会		山梨県古書籍商組合月例交換会
	韮崎市乳がん検診	でこぼこの会 トマゴウユキエさん講演会		峡北広域シルバー人材センター 会員研修会
	アングラシアギターアンサンブル 第42回定期演奏会			農業技能実習評価試験(2日間)
	カワイうたのコンクール			ライフカレッジ
				ライフカレッジクラブ活動
				DANCE STUDIO SeeD RECITAL vol.5 RED
				武田の里音楽祭合唱練習
				でこぼこの会 トマゴウユキエさん講演会

月	大ホール	小ホール	美術展示室・【リハーサル室】	会議室
12月	第12回山梨県PTA大会			
	第29回武田の里音楽祭（【リハーサル室】）			
	武田の里音楽祭リハーサル	民生委員児童委員委嘱状交付式	武田の里音楽祭リハーサル（【リハーサル室】）	
	第40回新現代舞踊千祥流舞踊発表会	韮崎市文化協会 大正琴部発表会	第40回新現代舞踊千祥流舞踊発表会（【リハーサル室】）	
	白百合幼稚園 クリスマスゆうぎ会(4日間)	富士幼稚園 表現活動の発表会	白百合幼稚園 クリスマスゆうぎ会(3日間)（【リハーサル室】）	
	千祥流発表会リハーサル(3日間)	山本利江ピアノ教室 ピアノ・コンサート		韮崎工業高校太鼓部定期演奏会「龍舞-TANFREI 2026-」
	韮崎市乳がん検診	内藤楽器 2025年ブルグミュラーコンクール甲信ファイナル		民生委員児童委員委嘱状交付式
	光学園音楽発表会(2日間)	ミヤオビビクチャーズ 映画「長篠」		富士幼稚園 表現活動の発表会
	ライフカレッジ			内藤楽器 2025年ブルグミュラーコンクール甲信ファイナル
	カワイ音楽コンクール			韮崎市乳がん検診
	韮崎工業高校太鼓部定期演奏会「龍舞-TANFREI 2026-」			フラワーサークル エロリーボン(4日間)
				農業技能実習評価試験
				武田の里音楽祭合唱練習
				山梨県舞踊連合会講習会(2日間)
				山梨県古書籍商組合月例交換会
				千祥流勉強会
				ライフカレッジ
				ライフカレッジクラブ活動
1月	令和8年韮崎市二十歳のつどい(2日間)			ウィッグユキ展示会
	大ホール・小ホール 改修工事 1/12～3/18			山梨県古書籍商組合月例交換会
				農業技能実習評価試験
				フラワーサークル エロリーボン(4日間)
				山梨県舞踊連合会講習会(2日間)
				ライフカレッジ俳句クラブ
				ライフカレッジ切り絵クラブ
				ライフカレッジ健康マージャンクラブ
				北巨摩医師会総会
				健康マージャン交流会
				役員会議
2月				ゆーぶるにらさき廃止方針に関する説明会
	大ホール・小ホール 改修工事 1/12～3/18			フラワーサークル エロリーボン(4日間)
				山梨県舞踊連合会講習会(2日間)
				山梨県古書籍商組合月例交換会
				農業技能実習評価試験
				ヒップファミリークラブ 親子で参加できる♪多言語ワークショップ
				ライフカレッジ俳句クラブ
				ライフカレッジ切り絵クラブ
				ライフカレッジ健康マージャンクラブ
				千祥流 新春講習会
				社会保険加入者向け健康診断(2日間)
3月	大ホール・小ホール 改修工事 1/12～3/18			健康マージャン交流会
				北巨摩医師会理事会
				山梨県舞踊連合会講習会(2日間)
				フラワーサークル エロリーボン(4日間)
				落語ワークショップ寄席
				ユナイテッド韮崎FC 第7期生卒会式
				山梨県古書籍商組合月例交換会
				農業技能実習評価試験
				ECCジュニア希望ヶ丘教室 発表・修了式
				ユナイテッド韮崎FC U-15卒団式
				ライフカレッジ閉講式準備
	ライフカレッジ閉講式・学園祭	内藤楽器ピアノ教室合同発表会(3日間)	ライフカレッジ閉講式・学園祭（【リハーサル室】）	
	チアアップやまなしリハーサル	(株)メイコー 中期経営計画発表会(2日間)		(株)メイコー 中期経営計画発表会(2日間)
	YAMAHA MUSIC SCHOOL 内藤楽器合同発表会(3日間)	スプリングコンサート		
	チアアップやまなしリハーサル(3日間)	第16回韮崎市減災フォーラム		
	(株)メイコー 中期経営計画発表会	すずきピアノ教室 みんなのコンサート		
	琴伝流大正琴 第36回山梨県大会	内藤楽器ピアノ教室合同発表会		
	第11回甲斐清和高校音楽科 Domaniコンサート			
	チアアップやまなし 第10回教育ダンス発表会			

※自主企画事業実施による施設利用は掲載していない。また、舞台関係（吊物機構、照明設備、音響設備）の保守点検の際の施設利用も掲載していない。

※美術展示室・【リハーサル室】：何も表示がないものは美術展示室の利用であり、【リハーサル室】の表示があるものはリハーサル室の利用となっている。
美術展示室・【リハーサル室】の表示があるものは美術展示室とリハーサル室の両方を利用しているものである。

▼ 収支報告書

1. 収入の部

(単位：円)

項 目	R4	R5	R6	R7	R8(予算)
指定管理料	72,984,000	72,838,200	74,403,392	74,376,322	70,326,000
(うち、自主企画分)	(10,000,000)	(10,000,000)	(10,000,000)	(10,000,000)	(10,000,000)
(うち、減収補填分)	(2,067,000)	(1,847,200)	(3,736,392)	(3,630,322)	
利用料金収入	23,108,810	21,459,690	18,226,970	21,385,180	21,700,000
大ホール	14,483,880	9,568,050	8,278,610	9,968,240	
中ホール	2,742,480	5,625,490	4,047,880	5,152,370	
小ホール	3,539,670	3,354,200	3,349,400	3,464,240	
会議室等	1,285,950	1,873,280	1,557,520	1,706,720	
その他	1,056,830	1,038,670	993,560	1,093,610	
その他収入	1,914,778	856,930	388,444	974,369	800,000
自主企画事業収入	13,182,426	29,144,410	12,662,984	16,293,863	26,500,000
収入合計	111,190,014	124,299,230	105,681,790	113,029,734	119,326,000

2. 支出の部

(単位：円)

項 目	R4	R5	R6	R7	R8(予算)
人件費	17,689,000	19,177,086	18,035,126	18,378,044	18,783,000
給与	13,107,328	14,159,943	13,773,742	14,023,168	14,589,000
賞与	1,586,000	1,706,000	1,281,000	1,127,000	1,590,000
法定福利費	2,305,490	2,617,758	2,244,082	2,445,374	1,959,000
手当等	690,182	693,385	736,302	782,502	645,000
管理費支出	61,754,693	57,416,342	60,159,852	59,204,045	55,865,000
通信費	660,065	642,278	553,296	733,452	580,000
修繕費	1,035,936	1,006,369	605,000	960,157	1,000,000
賃借料	864,319	890,978	1,070,938	1,352,978	1,400,000
光熱水費	21,831,488	19,026,770	21,799,649	21,163,076	18,211,000
業務委託料	37,268,616	35,684,902	35,984,262	34,816,299	34,454,000
舞台消耗品費	93,444	163,549	143,627	162,247	200,000
支払手数料	825	1,496	3,080	15,836	20,000
事務費支出	925,316	1,129,654	1,015,555	985,549	1,410,000
事務用消耗品費	723,524	788,413	757,431	736,551	1,100,000
研修費	0	1,980	48,310	103,202	20,000
印刷製本費	42,900	121,000	72,600	0	150,000
新聞図書費	40,800	43,800	46,800	46,800	40,000
旅費交通費	118,092	174,461	90,414	98,996	100,000
事業費支出	596,490	560,567	837,505	391,683	730,000
手数料	479,710	419,036	504,597	273,903	570,000
燃料費	0	0	0	0	10,000
被服費等	19,960	4,554	11,260	18,960	50,000
保険料	48,820	48,470	48,470	48,120	50,000
諸会費	48,000	88,507	273,178	50,700	50,000
自主企画事業費	20,528,501	31,341,211	15,921,336	17,482,289	36,500,000
公演等委託料	17,434,150	25,917,534	11,179,283	13,770,700	30,000,000
広告宣伝費	2,024,342	2,854,412	1,905,695	1,613,362	3,000,000
その他経費	1,070,009	2,569,265	2,836,358	2,098,227	3,500,000
その他	6,165,095	6,815,881	6,456,856	6,851,803	6,038,000
租税公課	2,565,095	3,215,881	2,856,856	3,251,803	2,438,000
本社管理費	3,600,000	3,600,000	3,600,000	3,600,000	3,600,000
支出合計	107,659,095	116,440,741	102,426,230	103,293,413	119,326,000
収支差額	3,530,919	7,858,489	3,255,560	9,736,321	0